

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年6月29日
【事業年度】 自 2016年1月1日 至 2016年12月31日
【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)
【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アーロン・ページ
(Aaron Page)
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州ニューヨーク
ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York, 10036 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 庭 野 議 隆
【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03-6888-1000
【事務連絡者氏名】 弁護士 瀧 澤 信 也
同 関 彩 香
同 先 山 雅 規
同 山 田 智 己
【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03-6888-1000
【縦覧に供する場所】 該当なし

注記

- 1 本書において、文脈上別意に解すべき場合を除き、「MSF」、「当社」および「我々」とはモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーを意味する。
- 2 本書において、別段の記載がある場合または文脈により別意に解すべき場合を除き、「ドル」または「\$」とは米国の法定通貨である米ドルを意味し、「円」または「/」とは日本の法定通貨である日本円を意味する。
- 3 便宜上、一部の財務データはドルから円に換算されている。別段の記載がある場合を除き、換算レートは2017年4月28日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1ドル=112.29円で計算されている。ただし、この換算は同日に上記のレートまたはその他のレートでドルから円への換算が行われたか行われていた可能性がある、または行うことが可能であったことを示すものとは解釈されない。
- 4 本書中の表において計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下は、当社のようにデラウェア州で設立された有限責任会社に適用されるデラウェア州有限責任会社法(「デラウェア州有限責任会社法」)の骨子であり、デラウェア州会社法を参照することにより全体として適格なものとなる。

概説

提出会社の属する国・州等における会社制度

当社には米国連邦法およびデラウェア州有限責任会社法の双方が適用される。米国連邦法は米国会社の事業活動の多くの分野に影響し、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券の売却および税務をはじめとする広範囲に及んでいる。一定の米国連邦証券関係諸法の施行は米国証券取引委員会(「SEC」)が司っており、同法は一般に詐欺的手段による有価証券の売却を禁止するとともに、当社のように発行有価証券を公開している会社に対しては、投資家に対して一定の開示をすることを義務づけている。

米国においては、事業会社は一般に州法に基づいて設立されている。デラウェア州に有限責任会社を設立するためには、1名以上の権限保持者が設立証書を作成することを要件とする。設立証書は、州務長官の事務所に提出されなければならない。①有限責任会社の名称、②登記上の事務所の所在地ならびに登録された訴状送達代理人の名称および所在地、ならびに③社員が設立証書において定めると決定したその他の事項を規定するものでなければならない。デラウェア州法に基づいて設立された有限責任会社は、独立した法人であり、当該有限責任会社の設立証書が失効するまで、独立した法人として存続する。

有限責任会社契約に別段の規定のない限り、有限責任会社の経営権は、全社員が所有する当該有限責任会社の利益に対する当該時点における割合またはその他社員持分に応じて社員に付与され、かかる利益に対する割合またはその他社員持分の過半数を所有する社員が決定権を有する。ただし、有限責任会社契約に有限責任会社の経営の全部または一部を業務執行者が担う旨の規定がある場合は、規定された範囲で、同契約に定める方法で選任された業務執行者に当該有限責任会社の経営権が付与される。

有限責任会社契約は、同契約に定める相対的な権利、権能および義務を有する業務執行者のクラスまたはグループを複数規定することができる。また、有限責任会社契約に定める方法による、随時決定される相対的な権利、権能および義務(既存の業務執行者のクラスまたはグループに優先するものを含む。)を有する追加的な業務執行者のクラスまたはグループの将来における創設に関する規定を設けることができる。有限責任会社契約は、業務執行者または業務執行者のクラスもしくはグループの決議または承認を経ない有限責任会社契約の修正等(有限責任会社契約の規定に基づく、従前発行されていなかった有限責任会社持分のクラスまたはグループの創設を含む。)について規定することができる。

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

以下に記載する当社の修正改訂有限責任会社契約(「LLC契約」)の概要は、完全な記載を意図したものではなく、関連する規定を参照することにより全体として適格なものとなる。

(a) 授權資本

モルガン・スタンレーは、当社の唯一の社員であり、当社の唯一の発行済社員持分を所有している。2016年2月現在の当社の全額払込済社員持分の額は1,000ドルである。

(b) 業務執行者会

当社の経営権は、業務執行者会に付与される。業務執行者会または当社の社員が採択した決議により、その時々において別段定められた場合を除き、業務執行者の員数は3名とする。各業務執行者は、当該業務執行者の後任者が選任され適格となるまで、または、かかる業務執行者がその前に死亡、辞任もしくは解任されるまで在任する。

(c) 業務執行者会付属委員会

業務執行者会は、一または複数の委員会を設置することができる。各委員会は1名以上の業務執行者によって構成され、上記の決議に定める範囲で、当社の経営に関し、業務執行者会と同一の権能および権限（他の業務執行者会付属委員会を設置する権能および権限を含む。）を有し、これを行行使することができる。

(d) 業務執行者会議

当社の業務執行者会の通常会議は、デラウェア州内外で、業務執行者会が随時決定する日時および場所において開催される。業務執行者会の臨時会議は、業務執行者会会長の招集により、LLC契約に従って各業務執行者に通知することにより、デラウェア州内外で、業務執行者会会長が指示する日時および場所において、開催することができる。

(e) 変更

LLC契約は、社員が署名した書面によってこれを変更することができる。

(f) 役員の解任

業務執行者会の会議において、または業務執行者会会長は、理由の有無にかかわらず、業務執行者会によって選任された役員を解任することができる。

2【外国為替管理制度】

米国連邦法またはデラウェア州法のいずれにおいても、日本の居住者が通常どおり当社の普通株式の配当金または当社の円建社債の利息を受領する権利、または日本の居住者が通常どおり当社の普通株式または円建社債の処分に際して売却代金を受領する権利に対する制限は存在しない(ただし、同人が同法上、個人的に、または特定グループに属しているために、特にそれらを受領することを禁止される場合を除く。)。

3【課税上の取扱い】

(1) 米国の租税制度

当社社債への投資に伴う米国連邦所得税務上の影響に関する本書の記載内容は、オフアリング・サーキュラーの記載内容に優先する。

以下においては、本項で対象とする米国連邦課税に関する問題のみを議論する。本項においては議論の対象とされない他の問題が存在する可能性もあり、当社社債に係る米国連邦課税上の取扱いにかかる問題の影響を被ることがある。社債権者は、個々の状況に応じて、独立した税務顧問から助言を得るべきである。

下記は、非米国人保有者(以下に定義される。)による当社社債の所有および処分に関する米国連邦所得税および米国連邦相続税の課税上の取扱いの一部である。本項の記載は、1986年内国歳入法(その後の改正を含み、「歳入法」)、行政発表、司法判断ならびに最終的・暫定的な財務省規則および同規則案(いずれも本書の日付現在のもの)に基づくものであり、本書の日付後におけるこれらの法律等の改正は、本項に記載の課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性がある。本項においては、投資収益に対する高齢者・障害者医療保険税の取扱いについて検討しない。本項において「非米国人保有者」とは、米国連邦所得税務上、以下のいずれかに該当する当社社債の実質所有者をいう。

- ・非居住外国人に分類される個人
- ・外国法人
- ・外国の遺産または信託

なお、「非米国人保有者」には、以下に該当する保有者のいずれも含まれない。

- ・処分を行った課税年度における米国滞在延べ日数が183日以上に及ぶ個人である保有者
- ・従前一定の米国市民または米国居住者であった保有者
- ・米国内での取引または事業と実質的に関連した当社社債に係る所得または利益を得ている保有者

同族持株会社、被支配外国法人または消極的外国投資会社とみなされる法人には、特例が適用される場合もある。かかる保有者は、当社社債の所有および処分に関する米国連邦所得税の課税上の取扱いについて自身の税務顧問に相談すべきである。

パートナーシップに分類される事業体が当社社債を保有する場合、パートナーの課税上の取扱いは、通常、当該パートナーの地位および当該パートナーシップの事業内容に左右される。当社社債を保有するパートナーシップのパートナーは、当社社債の所有および処分に関する米国連邦所得税の課税上の取扱いについて税務顧問から助言を得るべきである。

以下に記載する検討においては、全ての当社社債は、米国連邦所得税務上、記名式で発行され、外国向け記名債に関する規則に従い発行されるものではないことを前提としている。

非米国人保有者は、関連する当社社債に対して投資を行う判断を下す前にプライシングサプリメントを慎重に検討すべきであるが、かかるプライシングサプリメントには、当社社債の特定の売出しに適用される他の問題または異なる取扱いが記載されている可能性がある。

当社社債に係る課税

利息の支払いに関する課税上の取扱い

当社社債の米国連邦課税上の取扱いは、かかる当社社債または類似の有価証券を直接管轄する法律、司法または行政上の当局が存在しないため不明である。こうした不透明性から、非米国人保有者は、適格条約(下記において定義する。)の「その他の所得」規定に基づく非課税制度の適用を受ける資格を有する場合を除き、当該非米国人保有者が受領した当社社債に係る利息の支払いについて、源泉徴収義務者が税率30パーセントの米国連邦源泉徴収税の課税対象として取り扱うことを想定すべきである。当社社債に源泉徴収が適用される場合でも、発行会社または保証会社は、源泉徴収額に関し追加額の支払いを要求されない。

米国以外の法域と米国との間における所得税条約は、当該米国以外の法域の居住者が米国内を源泉として稼得した「その他の所得」に対する税率を0パーセントと規定している場合、「適格条約」である。例えば、現行の法律上、米国が日本、ドイツおよび英国との間で締結している租税条約は、適格条約である。このため、非米国人保有者が、かかる適格条約に基づく特典を受ける資格を有する米国以外の法域の居住者である場合、原則として、以下の証明要件を遵守する限りは、前述した「その他の所得」規定に基づく非課税制度の適用を受けることができる。ただし、多くの所得税条約には、特典を受ける資格に関する複雑な規則および制限が規定されていることから、非米国人保有者は、自らがこの非課税制度の利用資格を有するか否かについて税務顧問から助言を得るべきである。

非米国人保有者は、「その他の所得」規定に基づく非課税制度の利用資格を有することを発行体または源泉徴収義務者に対して立証するために、通常、自らが米国人に該当せず、適格条約の特典を受ける資格を有することを示す、適式に記入された適切な内国歳入庁(「IRS」)の様式W-8BENまたはW-8BEN-Eを提出することを求められる(または、非米国人保有者が一定の業者を通じて当社社債を保有する場合は、自らが米国人でなく、適格条約の特典を受ける資格を有することを証するために、IRSの様式W-8BENまたはW-8BEN-Eに代わる代替書面を提供することを認められる。)。非米国人保有者は、本段落記載のとおり適式に記入された適切なIRSの様式W-8BENまたはW-8BEN-Eを提出した場合、米国の納税者番号の代わりに、居住国で発行された外国納税者番号を提出することができる。非米国人保有者が外国納税者番号を提出することを認めるこの規則は、その定めにより2017年2月28日をもって失効するが、米国財務省は、最終決定された場合上記規則が恒久化される規則案を公表している。

上記の検討にかかわらず、当社社債に関する米国連邦所得税の課税上の取扱い是不透明であるため、当社社債に係る利息の支払いは、上記とは異なり、その一部または全部が利子とみなされる可能性がある。しかしながら、当社社債に係る利息の支払いが利子とみなされた場合でも、非米国人保有者は、現行の法律実務および行政実務上、原則として、以下の条件を充足した場合、当社社債に係る利息の支払いについて「公社債利子非課税制度」を利用することができる。

- ・非米国人保有者が、上記の「その他の所得」規定に基づく非課税制度の適用を受ける資格を有する旨証すること
- ・非米国人保有者が、モルガン・スタンレーの全ての議決権付種類株式の議決権総数の10パーセント以上を(直接にまたは帰属上)所有していないこと
- ・非米国人保有者が、株式の所有を通じて直接的または間接的にモルガン・スタンレーに関連する被支配外国法人ではないこと

非米国人保有者は、各自の状況に照らして、「公社債利子非課税制度」の利用資格を有するか否かについて税務顧問に相談されたい。

売却またはその他の課税対象処分に伴う課税上の取扱い

以下において検討される場合を除き、非米国人保有者は、当社社債の売却またはその他の課税対象処分(満期または期限前償還の場合を含む。)による手取金(当社社債に係る利息に帰属する場合を除き、この場合は上記で検討した取扱いが適用される。)について、原則として、源泉徴収税を含む米国連邦所得税の課税対象とはならない。ただし、当社社債の一定の特性次第では、米国連邦所得税法に基づき、当社社債に異なる取扱いが適用される可能性がある。例えば、当社社債の全部または一部が債券としての特性を有するとみなされた場合、当社社債の課税対象処分に伴い非米国人保有者に対してなされた支払いは、当該非米国人保有者が、上記「当社社債に係る課税—利息の支払いに関する課税上の取扱い」の項で説明した「公社債利子非課税制度」の適用を受ける資格を有する場合を除き、米国連邦源泉徴収税の課税対象となる可能性がある。

非米国人保有者は、当社社債に米国連邦源泉徴収税が課される場合に受けることができる可能性のある別段の取扱いおよび還付を受ける可能性を含め、当社社債への投資に関する米国連邦所得税の課税上の取扱いのあらゆる側面について、自身の税務顧問から助言を得るべきである。

配当金相当額

歳入法第871条(m)および同法に基づく財務省規則(「歳入法第871条(m)」)は、米国株式または米国株式を含む指数に連動する一定の金融商品に関して非米国人保有者に支払われたまたは支払われたとみなされる一定の「配当金相当額」に対して、税率30パーセント(または租税条約に基づき配当金に適用されるこれより低い税率)の源泉徴収税を課す。下記の2018年1月1日より前に発行された当社社債に関する記載内容に従うことを前提として、米国株式または米国株式を含む指数に連動する当社社債(「米国株式連動債」)は、通常、発行時において(i)原資産である米国株式に関し0.80以上の「デルタ」を有する場合、または(ii)「実質的同等性」テスト(特に、取引を全額ヘッジするために必要な、原資産である米国株式の当初株式数等の要素を考慮する。)による判断において、原資産である米国株式の経済性を実質的に再現する場合、歳入法第871条(m)の源泉徴収制度の対象となる。上記のテストは財務省規則に定められており、適用されるテストは該当する米国株式連動債の条件によって決定される。かかる規則に基づき、当該米国株式連動債が明示的に配当に連動した支払いについて規定していない場合においても、源泉徴収が適用されることがある。かかる規則は、特に、規則に定める基準を満たす一部の幅広い銘柄から構成される指数(「適格指数」)に連動する商品のほか、適格指数を追跡する一部の有価証券について、源泉徴収義務の一定の例外を規定している。

財務省規則により、歳入法第871条(m)は、2018年1月1日より前に発行された当社社債であって、いずれの米国株式についてもデルタが1にならないものには適用されない。米国株式連動債の条件に「大幅な変更」が加えられた場合、米国株式連動債は、通常、かかる大幅な変更が行われた時点で再発行されたものとみなされる。

「デルタ」の計算は通常「計算日」に行われる。計算日は、(i)当社社債の価格決定時、すなわち、すべての重要な条件が合意された時点と(ii)当社社債の発行のうち、いずれか早く到来する方である。ただし、価格決定が当社社債発行の15暦日以上前に行われる場合、計算日は当社社債の発行日となる。この場合、歳入法第871条(m)の目的における発行会社の最終決定に関する情報は、当社社債の発行後に初めて入手可能となる。したがって、非米国人保有者は、当社社債が源泉徴収の対象とみなされるリスクを負う意思がある場合に限り当社社債を取得するべきである。

「配当金相当額」の金額は、「単純な」契約については、(a)1株当たり配当額、(b)米国株式連動債が参照する原資産である米国株式の株式数および(c)デルタの積に等しくなり、「複雑な」契約については、(a)1株当たり配当額および(b)当初ヘッジの積に等しくなる。

配当金相当額のコツ額は、(a)配当基準日と(b)配当落ち日の前日のうち、いずれか早く到来する日に決定される。配当金相当額のコツ額には、配当実額または一定の状況においては見積配当額が含まれる。当社社債が配当金相当額に係る源泉徴収の対象となる場合、源泉徴収は、該当する源泉徴収義務者の状況に応じて、通常、(i)原資産に係る配当金の支払日、または(ii)該当する米国株式連動債について現金の支払いが行われるとき、もしくは米国株式連動債の満期日、失効時もしくは非米国人保有者によるその他の処分時に要求される。

源泉徴収が求められる場合でも、当社は、源泉徴収額に関し追加額の支払いを要求されない。

当社の判断はIRSに対して拘束力を有するものではなく、IRSはかかる判断に同意しない可能性がある。歳入法第871条(m)は複雑であり、その適用の有無は、非米国人保有者各自の状況によって異なる。例えば、歳入法第871条(m)の適用は、非米国人保有者が原資産である米国株式に関して他の取引を締結する場合、影響を受けることがある。したがって、非米国人保有者は、各自の状況における当社社債に対する歳入法第871条(m)の適用の可能性について自身の税務顧問から助言を得るべきである。

相続税

適用ある相続税条約に定める特典の対象となることを前提として、当社社債は、米国連邦相続税の課税対象となる米国所在財産とみなされる場合がある。非米国人保有者は、当社社債への投資に関する米国連邦相続税の課税上の取扱いのほか、適用ある相続税条約に定める特典(もしあれば)の利用可能性について自身の税務顧問から助言を得るべきである。

FATCA

一般に「FATCA」と呼ばれる外国口座税務コンプライアンス法に基づき、一定の非米国法人(金融仲介業者を含む。)に対して行われる一定の金融商品に関する支払いには、各種の米国の情報報告・適正評価義務が充足されていない限り、概ね30パーセントの源泉徴収税が課される。米国と非米国法人の管轄地との間の政府間協定によっては、かかる義務は変更される可能性がある。FATCAは、一般に、米国源泉の利息または配当(「配当金相当額」を含む。)を支払っているとみなされる一定の金融商品、またはその他の米国源泉の「固定的または確定的な年次のまたは定期的な」所得(「FDAP所得」)に適用される。源泉徴収(適用ある場合)は、米国源泉のFDAP所得の支払いに適用され、また、2018年12月31日より後に行われる処分については、米国源泉の利息または配当を提供しているとみなされる一定の金融商品の処分(退職時の処分を含む。)による売却手取金の総額の支払いに対して適用される。当社社債の取扱いは不明であるが、当社社債に係る利息の支払いがFATCA規則の適用対象とみなされることを想定すべきである。こうした不透明性を考慮すると、源泉徴収義務者が、2018年より後に行われる当社社債の処分(退職時の処分を含む。)による売却手取金の総額を、FATCA規則の適用対象とみなす可能性もある。当社社債が源泉徴収の対象となる場合、発行会社は、FATCAに基づく源泉徴収額に関し追加額の支払いを要求されない。非米国人保有者は、当社社債に対するFATCAの適用可能性について自身の税務顧問から助言を得るべきである。

バックアップ源泉徴収制度と情報報告義務

当社社債に係る支払いおよび売却、交換その他の処分による手取金との関連で、IRSに対し情報申告書を提出する場合がある。非米国人保有者は、自己が米国連邦所得税の課税目的上米国人ではないと立証するための適用ある証明手続に従わない場合、またはその他、適用除外を立証しない場合は、支払いを受ける金額に関してバックアップ源泉徴収税に服する場合がある。上記「当社社債に係る課税—利息の支払いに関する課税上の取扱い」に記載の証明手続を遵守することにより、バックアップ源泉徴収税を回避するために必要な証明義務が充足される。非米国人保有者に対する支払いから生ずるバックアップ源泉徴収税額は、非米国人保有者の米国連邦所得税債務に対する税額控除を認められ、IRSに必要情報を適時に提供することによりその還付を受けることができる場合がある。

(2) 日本の租税制度

日本国の租税に関する現行法令(以下「日本の税法」という。)上、当社社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、当社社債が公社債として取り扱われなかった場合には、当社社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、当社社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、当社社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- () 当社社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- () 当社社債の利息は、一般的に課税対象の利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける当社社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%(15%の国税と5%の地方税)の源泉所得税が課される(租税特別措置法第3条の3、地方税法71条の5および6)(2037年12月31日までの期間については、

税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、内国法人に対する支払については、15.315%の国税のみ）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率が適用される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- （ ）当社社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2037年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における当社社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- （ ）日本国の居住者である個人に関し、当社社債の利息、譲渡損益および償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- （ ）外国の発行会社により発行された社債に係る利息および償還差益は、日本国の国内源泉所得として取扱われない。したがって、当社社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、当社社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

4【法律意見】

当社の秘書役により、下記の趣旨の法律意見が提出されている。

- (i) 当社は、デラウェア州法に基づいて有限責任会社として適法に設立され有効に存続している。
- (ii) 本書第一部 第1「本国における法制等の概要」における米国法およびデラウェア州法に関する記載は、
3「課税上の取扱い」を除き、そのあらゆる重要な点において正確である。

また、税務上の問題に関する当社の米国法の法律顧問であるデービス・ポーク・アンド・ウォードウェル法律事務所により、下記の趣旨の法律意見が提出されている。

- (i) 本書第一部 第1 3「課税上の取扱い」の記載は、米国の連邦所得税関連法に関する限り、そのあらゆる重要な点において正確である。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社の財務情報は、米国GAAPに従って作成されている。

以下の情報は、2012年12月31日終了事業年度から2016年12月31日終了事業年度までの期間に係る当社の財務書類より導き出されている。

(単位：千ドル)

	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	2013年 12月31日	2012年 12月31日
収益	17,592	146,157	153,371	145,237	106,482
純利益	10,771	110,072	114,986	114,136	67,564
資本合計	(11,333)	5,229,219	5,119,147	5,004,161	524,594
社員持分口数	1	1	1	1	1
純資産	(11,333)	5,229,219	5,119,147	5,004,161	524,594
総資産	2,143,572	6,942,319	6,797,385	6,644,532	1,678,427
社員持分 1 口 当たり純資産	(11,333)	5,229,219	5,119,147	5,004,161	524,594
社員持分 1 口 当たり配当	0	0	0	0	0
社員持分 1 口 当たり純利益	10,771	110,072	114,986	114,136	67,564
営業活動による キャッシュ・フ ロー	(28,455)	0	0	0	0
投資活動による キャッシュ・フ ロー	(2,112,571)	0	0	0	0
財務活動による キャッシュ・フ ロー	2,141,053	0	0	0	0
現金および現金 同等物	27	0	0	0	0
従業員数	0	0	0	0	0

2【沿革】

沿革および展開

当社は、当初、デラウェア州有限責任会社法に基づき、2002年3月27日付けで、モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー(Morgan Stanley Tower LLC)という社名で、期限の定めのない有限責任会社として設立された。モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシーは、2016年1月8日付けで、社名をモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(Morgan Stanley Finance, LLC)に変更した。モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーは、2016年1月12日付けで、社名をモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(Morgan Stanley Finance LLC)に変更した。

当社は、SEC規則S-Xに定義する「金融子会社」(その親会社による保証の付された登録有価証券その他の有価証券の発行、管理および償還に関連するもの以外に何らの資産、事業、収益またはキャッシュ・フローを有しない会社をいう。)となるためその目的を変更した。

当社は、金融子会社にその目的を変更するまで、モルガン・スタンレー・グループ内の様々な目的に活用されてきたが、対外的な事業活動は行っていなかった。

登記上の事務所

当社の登記上の事務所所在地は、19801 デラウェア州ウィルミントン、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター、コーポレーション・トラスト・カンパニーであり、当社の主たる事務所の所在地は、10036 ニューヨーク州ニューヨーク、ブロードウェイ1585である。主たる事務所の電話番号は、212-761-4000である。

正式名称および商号

当社の正式名称および商号は、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(Morgan Stanley Finance LLC)である。

3【事業の内容】

主な事業活動

当社の主な事業活動は、有価証券を発行することである。

当社の発行する有価証券は、米国証券取引委員会に登録される有価証券、またはSEC規則144A条もしくはレギュレーションSに基づき発行される未登録の有価証券であり、いずれもモルガン・スタンレーの保証の付された社債その他の負債性証券である。当社は、かかる有価証券の発行により調達した資金により、モルガン・スタンレーに対するグループ内貸付けを行っており、モルガン・スタンレーはかかる貸付金を一般事業資金に使用している。

当社の事業は、セグメントに区分されていない。

当社の関係会社の事業の内容については、下記「4 関係会社の状況」参照。

主な市場

当社は主に米国を拠点に事業を遂行している。

当社は、有価証券の発行を、アメリカ合衆国およびヨーロッパにおいて行っている。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

事業構造

当社に子会社はない。当社は、モルガン・スタンレーによって直接的に所有されている子会社である。2016年2月、当社は、SEC規則S-Xに定義する「金融子会社」となるためその目的を変更した。

モルガン・スタンレー・グループに関する情報については、「モルガン・スタンレー」参照。

モルガン・スタンレー

主な市場

モルガン・スタンレーは、各子会社および関連会社を通じて政府機関、金融機関および個人向けに助言ならびに資本のオリジネーション、取引、運用および分配を行うグローバルな金融サービス会社である。モルガン・スタンレーはニューヨーク市内および同市周辺に所在する各本部、米国全域の地方事務所および支店ならびにロンドン、東京、香港およびその他世界の金融センターにおける主要な事務所を拠点に事業を遂行している。2016年12月31日現在の全世界におけるモルガン・スタンレーの従業員数は55,311名であった。

モルガン・スタンレーの米国国内外の重要な規制対象子会社には、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー、モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・エルエルシー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、モルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイおよびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーションが含まれる。

グループ構成

2016年12月31日現在の一定の子会社（重要な子会社を含む。）の一覧については、モルガン・スタンレーの2016年12月31日終了年の様式10-Kによる年次報告書の別紙21を参照。

(2) 子会社、関連会社

下記は、モルガン・スタンレーの一定の規制対象子会社の情報である。

社 名	設 立 地	業 種
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エル エルシー	米国デラウェア州	米国のブローカー・ディーラー
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・イン ターナショナル・ピーエルシー	英国	英国のブローカー・ディーラー
モルガン・スタンレー・スミス・バーニー・エルエ ルシー	米国デラウェア州	米国のブローカー・ディーラー
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	日本	東京拠点のブローカー・ディーラー
モルガン・スタンレー・バンク・エヌ・エイ	米国	米国の連邦認可ナショナル・アソシ エーション
モルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナ ショナル・アソシエーション	米国	米国の連邦認可ナショナル・アソシ エーション

5 【従業員の状況】

当社に従業員は存在しない。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

下記7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

下記4「事業等のリスク」を参照。

4【事業等のリスク】

以下の情報は、2017年6月9日付け登録書類（Registration Document）からの抜粋である。

投資予定者は、本書の全文を通読すべきである。本書の他の項において定義されている用語および表現は、本項においても同一の意味を有する。

投資予定者は、以下のリスク要因について検討のうえ、必要に応じて、専門家に相談すべきである。当社は、以下に記載する要因が当社にとっての主要なリスクであると考えている。

モルガン・スタンレー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、モルガン・スタンレー・ビー・ヴィーおよび当社に関するリスク

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレー・グループ各社(モルガン・スタンレーおよびその連結子会社をいう。)(「モルガン・スタンレー・グループ」)の最終親会社である。モルガン・スタンレー・ビー・ヴィー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよび当社は、いずれもモルガン・スタンレー・グループのグループ会社である。

モルガン・スタンレー・ビー・ヴィーのすべての重要な資産は、モルガン・スタンレー・グループ会社1社以上の債務であり、モルガン・スタンレー・ビー・ヴィーおよび当社の発行する有価証券は、モルガン・スタンレーによって保証されている。

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーとモルガン・スタンレーおよびその他のモルガン・スタンレー・グループ会社とは重要な相互関係にあり、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーに対するまたはモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーによる資金、資本サービスおよび後方支援の提供等が行われるとともに、従業員を含む事業上または経営上のプラットフォームまたはシステムの共通化または共有が図られている。

以下に記載するモルガン・スタンレーに関する主要なリスクは、単体としてまたはモルガン・スタンレー・グループのグループ会社としてのモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、モルガン・スタンレー・ビー・ヴィーおよび当社にとっても(後述する各社に固有のリスクと並ぶ)主要なリスクとなる。

以下の情報は、モルガン・スタンレーの2016年12月31日終了年の様式10-Kによる年次報告書からの抜粋である。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、インプライド・ボラティリティ(オプション価格に内包された原証券の価格変動性)、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、モルガン・スタンレーが保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。

モルガン・スタンレーの業績は、市況の変動、世界および経済の情勢ならびに資産価値の変動等のその他の要因により重大な影響を受ける場合がある。

モルガン・スタンレーの業績は、これまでに世界の金融市場、経済情勢、国際的な貿易政策の変更ならびに株式、債券および商品の価格(原油価格を含む。)、金利、通貨価値およびその他の市場指数の水準とボラティリティを含むその他の要因による市況変動の影響を強く受けており、今後もその可能性がある。モルガン・スタンレーの法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、モルガン・スタンレーが制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受ける。かかる変動により、新たな事業フローや有価証券その他の金融商品の公正価額が変化するため、業績に影響を及ぼすことになる。またこの変動はグローバル市場における取引の水準によっても生じ、その場合特に、投資銀行業務の顧客に依頼された案件や取引の規模、件数および時期、またモルガン・スタンレーの自己勘定投資によるリターンの実現に影響を与える。市場環境または経済状況が悪化している時期は、個人投資家によるグローバル市場への参加度や顧客資産の水準も低下する可能性があり、その場合、モルガン・スタンレーのウェルス・マネジメント業務の業績にも悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、グローバル市場における業務の変動により、運用・管理資産に係る投資資金の出入りや顧客による投資資金の配分方法(マネー・マーケット、株式、債券その他の代替的な投資商品を対象とする。)にも影響することがあり、モルガン・スタンレーの投資運用業務の業績にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーの金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがある。モルガン・スタンレーの保有する金融商品の一部は、特に市況の変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および信用市場の混乱により評価が非常に困難となっている。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の成功報酬(インセンティブフィーまたはキャリドインタレストともよばれる。)に悪影響を及ぼす可能性がある。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価額よりも著しく低下することがある。上記の要因により、モルガン・スタンレーの金融商品の価値が低下し、モルガン・スタンレーの将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落からも明らかとなり、金融市場は深刻な事象の発生による影響を受けやすい。このような非常事態において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、取引損失を軽減するという点では、通常の市況の場合と比べ効果的に機能しない可能性がある。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受ける。モルガン・スタンレーのリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めている。しかし、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、モルガン・スタンレーは、市場で深刻な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがある。

モルガン・スタンレーは、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性がある。

リスクが集中している場合、モルガン・スタンレーのマーケットメイク、投資、ブロック・トレード、引受けおよび貸付けの各業務においては、市況の悪化またはモルガン・スタンレーの競合他社により有利な市況に際して減収や損失のおそれがある。モルガン・スタンレーは、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業、国家または地域において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額の貸付けを行ったりする場合がある。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体がモルガン・スタンレーに対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーに対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされている。

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされている。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方との間でスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結し、これに基づきかかる取引相手方がモルガン・スタンレーに対して支払債務を負うこと、現物担保または金融担保の価値が貸付返済額の全額に不足するおそれのある短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保を差し入れ、その他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務および貸付けについて実際に生じたかまたは予想される不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券や貸付けのプールにおいて投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性がある。

また、ウェルス・マネジメント業務でも、有価証券で担保されている信用貸付および証券担保貸付、住宅モーゲージ・ローンおよび住宅担保ローン等の主に個人投資家向けの貸付けについて信用リスクを負っている。

モルガン・スタンレーは、現行の評価額や引当額により、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えているが、経済情勢の悪化が、モルガン・スタンレーの顧客および現状の信用エクスポージャーに悪影響を及ぼす可能性もある。また、モルガン・スタンレーは複数の中央清算機関の清算会員会社として顧客のポジションに資金を充当しており、顧客の債務不履行または不正行為について責任を問われる場合がある。モルガン・スタンレーでは信用エクスポージャーを定期的に審査しているが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがある。

大手金融機関の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。

多くの金融機関は、信用、トレーディング、清算その他に関して相互関係を有しており、その経営の健全性も密接に相関している可能性がある。例えば、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(「ドッド・フランク法」)の要求に従い、特定の決済機関、中央清算機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの機関に係るモルガン・スタンレーのリスクの集中度が高まる可能性がある。このため、ある金融機関に対する懸念や当該金融機関の債務不履行もしくは不履行の可能性が、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、または他の金融機関の債務不履行につながるおそれがある。これは「システムック・リスク」とよばれることがあり、モルガン・スタンレーが日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいる。したがって、かかる事象によりモルガン・スタンレーが悪影響を受ける場合がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因(例えば詐欺行為、窃盗、法務・コンプライアンス・リスク、サイバー攻撃、有形資産に対する損害等)による損失、あるいはモルガン・スタンレーの評判に対する損害のリスクをいう。モルガン・スタンレーは、セールス・トレーディング等の収益を生ずる業務ならびに情報技術および取引処理等のサポート・管理部門を含め、モルガン・スタンレーの事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可

能性がある。オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制およびコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制およびコンプライアンス・リスク」参照。

モルガン・スタンレーはオペレーション・システムやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これによりモルガン・スタンレーの事業または評判が悪影響を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーの事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告する能力に大きく依存している。一部の事業では、処理の対象となる取引は複雑である。また、モルガン・スタンレーは、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります（規制要件の新設に伴うものを含む。）、その結果、モルガン・スタンレーが完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。自動化された電子市場を直接利用する傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっている。モルガン・スタンレーは、内容の異なる事業を行うために必要な機能を、自社内でまたは外部業者との契約を通じて遂行している。大量の取引の処理については、従業員、社内システムおよび関連会社以外の外部業者の運営する技術センターのシステムの能力に頼っている。モルガン・スタンレーはまた、プライバシーおよび情報保護に関する複雑かつ変化する法令の適用を受けるが、かかる法令は地域毎に異なり、潜在的に相反する可能性がある。

モルガン・スタンレーは、世界の資本市場の主要参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくは内部プロセスの不備または詐欺行為に起因するモルガン・スタンレーのトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクを軽減するべく広範な管理体制を維持しているが、かかるリスクを完全に排除することはできない。

モルガン・スタンレーはさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全が生じたり、廃止となったりするリスクにも直面している。モルガン・スタンレーまたは外部業者のシステムに故障や誤作動が生じた場合、あるいは外部業者またはモルガン・スタンレーの従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、モルガン・スタンレーは金銭的損失を被り、流動性が低下し、事業に混乱を来し、規制上制裁を受け、または評判を損なうおそれがある。さらに、複数の金融機関が、中央清算機関、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、モルガン・スタンレーの業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大している。

モルガン・スタンレーはBCPプランを策定しているものの、かかるプランにより、モルガン・スタンレーが抱える潜在的な事業継続リスクのすべてが完全に軽減される保証はない。モルガン・スタンレーの事業遂行能力は、モルガン・スタンレーの基幹設備の障害やニューヨーク都市圏、ロンドン、香港および東京のほか、ムンバイ、ブダペスト、グラスゴーおよびボルチモアに集中するモルガン・スタンレーが拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがある。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、サイバー環境における事象、テロ活動、疫病の流行、大惨事、自然災害、異常気象、停電、環境問題、モルガン・スタンレー、モルガン・スタンレーの従業員または取引先が利用するコンピュータサーバー、通信その他のサービスの中断等が含まれる。

モルガン・スタンレーは、侵入防止・検知システム、重要な業務用アプリケーションを保護するためのファイアウォールおよびネットワークトラフィックの監視、モルガン・スタンレーのシステムにアクセスできる第三者サービス・プロバイダーの監督等の対策を講じることにより、モルガン・スタンレーのシステムおよびネット

ワークの維持およびアップグレードに多大な資源を投入しているが、サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が不可能であることから、これらのおよびその他の対策が絶対的な安全性を実現する保証はない。モルガン・スタンレーおよび第三者サービス・プロバイダーが他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス、情報の取扱ミスまたは誤用、コンピュータ・ウィルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、サービス妨害(DoS)攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続く。これらの脅威は、モルガン・スタンレーの従業員または第三者(第三者サービス・プロバイダーを含む。)の人為的ミス、詐欺行為または悪意に起因する場合もあれば、予期しない技術的な不具合によってもたらされる場合もある。外国国家主体も含めた国外の過激派からもさらなる課題が突きつけられており、ときに政治的目的を追求するための手段となっている場合もある。また、このような過激派が従業員、顧客、取引先、第三者またはその他のモルガン・スタンレーのシステムのユーザーを唆して、モルガン・スタンレーやモルガン・スタンレーの顧客または取引先のデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性もある。かかる不正アクセスやサイバー環境における事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがある。

このような事象が生じた場合、モルガン・スタンレーのシステムはセキュリティの面で影響を受けるおそれがあり、モルガン・スタンレーおよび第三者サービス・プロバイダーのコンピュータ・システムによって処理、保管および伝達されるモルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの顧客、取引先もしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがある。さらに、かかる事象によってモルガン・スタンレー、モルガン・スタンレーの顧客、取引先、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、その結果、モルガン・スタンレーの顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、(システムの修復や新たな人員・保護技術の導入等により)モルガン・スタンレーの費用が増大し、規制上の調査、訴訟もしくは強制執行または規制当局からの罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、モルガン・スタンレーの事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーが世界中で事業を展開し、大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナーおよび取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがある。サイバー攻撃に関する調査は本質的に予測不可能であり、調査が完結し、完全かつ信頼できる情報が入手できるまでに時間を要する場合がある。その間、モルガン・スタンレーは必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、発見および是正されるまでに繰り返されまたは悪化するおそれもある。このような事態はいずれも、サイバー攻撃による費用および影響をさらに増大させる。

モルガン・スタンレーが取引先および第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれているが、かかる補償条項により、損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえある。モルガン・スタンレーはまた、約款の条件に従い、サイバー攻撃の一部が補償される可能性のある保険も維持しているが、かかる保険は損失を全額補償するには不十分である可能性がある。

流動性・資金調達リスク

流動性・資金調達リスクは、モルガン・スタンレーが資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性・資金調達リスクには、モルガン・スタンレーが適時に金融債務を弁済することができないことまたはそのように認識されることによりモルガン・スタンレーの財政状態や全般的な健全性に悪影響が及ぶリスクも考慮される。また、資金需要の予期せぬ変化をもたらし、または新たな資金調達を不可能にするおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれる。

モルガン・スタンレーの事業にとって流動性は必要不可欠であり、モルガン・スタンレーは事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼っている。

モルガン・スタンレーの事業にとって流動性は必要不可欠である。モルガン・スタンレーの流動性は、モルガン・スタンレーが長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、または有担保貸付市場を利用できない場合に、悪影響を受けるおそれがある。モルガン・スタンレーの資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、米国やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、モルガン・スタンレーが制御できない要因によって損なわれる場合がある。さらに、モルガン・スタンレーの資金調達能力は、モルガン・スタンレーが多大な営業損失を被り、格付機関がモルガン・スタンレーの格付けを引き下げもしくはウォッチをネガティブとし、モルガン・スタンレーの事業活動の水準が低下し、規制当局がモルガン・スタンレーまたは金融サービス業界に対して重大な措置を講じ、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚したことによって、投資家または貸出機関がモルガン・スタンレーの長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合にも損なわれることがある。上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務を弁済するためにモルガン・スタンレーの投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いまたは現金化しなければならないおそれがある。モルガン・スタンレーは資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、モルガン・スタンレーの業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーの借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、モルガン・スタンレーの信用格付けに左右される。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、モルガン・スタンレーの短期および長期の信用格付けにより影響を受ける。格付機関は、内部統制、利益の水準や質、自己資本、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性ならびに事業構成等、モルガン・スタンレーの信用格付けの決定のために重要な発行体の特定の要因について監視を続けている。加えて、格付機関は、例えば規制の変更を含む規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の第三者支援の水準等のその他の業界全体の要因についても観察しており、モルガン・スタンレーや同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがある。

モルガン・スタンレーの信用格付けはトレーディング収益の一部に大きな影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方のより長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブおよびその他のデリバティブ取引等の業務(信用デリバティブおよび金利スワップを含む。)において顕著である。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがある。モルガン・スタンレーのトレーディング契約およびその他の契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、多額の現金の支払いまたは有価証券の移動の必要が生ずることで、モルガン・スタンレーが損失を被り、モルガン・スタンレーの流動性が損なわれるおそれがある。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・レーティングのいずれか一方または双方の格付けに左右される可能性がある。

モルガン・スタンレーは持株会社であり、子会社からの支払いに依存している。

モルガン・スタンレーは事業を営んでおらず、配当の支払いおよび借入債務を含む他のすべての債務に充当する資金として、子会社からの配当、分配その他の支払いに依存している。モルガン・スタンレーと子会社との間の自由な資金移動は、規制当局、税制もしくは選挙制度およびその他の法規制により制限されることがある。特に、ブローカー・ディーラー子会社を含むモルガン・スタンレーの多くの子会社は、モルガン・スタンレーへ

の資金の流れを制限し、これを阻止もしくは縮小する権限を規制当局に与え、特定の状況では資金の流れや配当そのものを禁じる法令や自主規制組織の規則に服しており、これには、ある事業体が財政難に陥った場合に、当該事業体の顧客および債権者を保護する目的で米国外の規制当局が実施する「囲い込み」措置も含まれる。かかる法令および規則は、債務返済に必要な資金の調達を妨げる可能性がある。さらにモルガン・スタンレーは、銀行持株会社であることで、配当の支払いまたはモルガン・スタンレーの普通株式の買戻しを禁止または制限されるおそれがある。米国通貨監査局(「OCC」)、米国連邦準備制度理事会(「FRB」)および米国連邦預金保険公社(「FDIC」)は、監督対象とするモルガン・スタンレーやその米国銀行子会社等の銀行業務機関が配当を支払うことを禁じ、または制限する権限を有しており、また状況によりその義務を負う。

モルガン・スタンレーの流動性および財政状態は、従来より米国および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性がある。

モルガン・スタンレーの長期もしくは短期の債券・株式市場からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、従来より米国および世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を受けており、今後もその可能性がある。世界の市況および経済情勢は、過去数年間において特に混乱と変動を生じており、今後もその可能性がある。とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがある。米国、欧州およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、モルガン・スタンレーの流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、またモルガン・スタンレーと取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性がある。

法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、モルガン・スタンレーが、モルガン・スタンレーの事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失または評判の失墜に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、腐敗防止およびテロ資金供与に関する規則および規制の遵守も含まれる。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更によりモルガン・スタンレー事業は影響を受ける。

モルガン・スタンレーは他の主要な金融サービス会社と同様に、米国の連邦および州の規制機関や証券取引所、ならびに事業を行う各主要な市場の規制当局および取引所による広範な規制に従っている。これらの法令は、モルガン・スタンレーの事業遂行の方法に重大な影響を及ぼし、既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合がある。

モルガン・スタンレーをはじめとする主要な金融機関およびモルガン・スタンレーが事業を展開する市場に対する規制は広範にわたり、継続的に変更される。モルガン・スタンレーは、幅広い規制および監督、モルガン・スタンレーの事業および当該事業を拡大する計画に対する徹底的な調査、新規取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性要件およびその他の強化された健全性基準を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、外部総損失吸収力および外部長期負債の最低保有額維持に関する新たな要件、事業活動および投資に対するボルカー・ルールによる制限ならびに包括的なデリバティブ規制、税法、反トラスト法、取引報告義務および拡大された信認義務に服しており、または今後服することとなる。地域によっては、規制基準は未だ確定しておらず、最終規則の制定や移行期間の満了を待っている状態のものもあり、全部または一部が変更される可能性もある。継続的な法令の施行または改正は、モルガン・スタンレー事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、モルガン・スタンレーに追加費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、モルガン・スタンレーの配当支払能力および自己株買戻能力に悪影響を及ぼし、または、モルガン・スタンレーの株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、モルガン・スタンレーに資本の調達を要求する可能性がある。さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の規則はモルガン・スタンレーが服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、モルガン・スタンレーに悪影響が及ぶおそれがある。法律および規制上の要件は当面引き続き変更されることが予測され、その結果、新たなまたは変更後の要件を遵守し、継続的に法令遵守状況のモニタリングを行うために多大な費用を新たに負担することとなる可能性がある。

大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の地域の規制要件および戦略が適用されることにより、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、モルガン・スタンレーは他の規制の適用を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、ドッド・フランク法に基づき、重大な財政難または破綻に陥った場合に連邦倒産法に基づき迅速かつ秩序ある破綻処理を行うための戦略を定めた年次破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出する義務を負う。FRBおよびFDICが、モルガン・スタンレーが提出した年次破綻処理計画が信頼性に欠けるまたは秩序ある破綻処理の促進に資しないと共同で判断し、モルガン・スタンレーが規制当局から指摘された不備に対処することができない場合、モルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの子会社は、より厳格な資本、レバレッジまたは流動性要件を課されるか、自社の成長、活動または業務を制限される可能性があり、また、2年間が経過した後に、モルガン・スタンレーは、資産または事業の売却を求められるおそれがある。

また、一定の手續の履践を条件として、ドッド・フランク法タイトルIIに基づく秩序ある清算権限のもと、FDICをレシーバーとする破綻処理手續がモルガン・スタンレーに適用される可能性もある。秩序ある清算権限に基づきFDICが有する、債権者が有する各債権の順位を考慮せず、特定の状況においては、似た境遇にある債権者に異なる扱いを適用する権能(一定の制限に服する。)は、モルガン・スタンレーの無担保債務の保有者に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、モルガン・スタンレーの破綻処理計画において連邦倒産法に基づくシングル・ポイント・オブ・エントリー(「SPOE」)破綻処理戦略が企図されているだけでなく、FDICも秩序ある清算の権限に基づく自己の権能を行使する方法としてSPOE破綻処理戦略を提案していることから、モルガン・スタンレーの破綻処理計画が実施されるにせよ、秩序ある清算権限に基づき破綻処理手續が開始されるにせよ、合理的に予測される結果は、SPOE破綻処理戦略の適用であると考えられる。SPOE破綻処理戦略は一般に、一部の子会社が破綻処理戦略の実施に必要なリソースを有するように、モルガン・スタンレーが、追加の資本および流動性を当該子会社に提供することを企図しており、モルガン・スタンレーは、重要な子会社との間で、かかる資本および流動性を提供することを定める修正再表示担保付サポート契約を締結する予定である。

修正再表示サポート契約に基づき、モルガン・スタンレーは、破綻処理シナリオ(SPOE破綻処理戦略が採用されるものを含む。)が生じた場合、子会社の株式および一定のグループ会社間債権債務を除き、モルガン・スタンレーの重要な資産の全部を、モルガン・スタンレーの重要な子会社への資本および流動性(場合による。)の提供のために拠出し、または劣後ベースで貸し付けることを義務付けられる。修正再表示サポート契約に基づくモルガン・スタンレーの債務は、モルガン・スタンレーの資産(子会社の株式を除く。)によって優先的に担保される。その結果、モルガン・スタンレーの重要な子会社がモルガン・スタンレーの資産(子会社の株式を除く。)に対して有する請求権は、実質的に、モルガン・スタンレーの無担保債務に優先することとなる。かかる無担保債務は、モルガン・スタンレーおよびその子会社の損失吸収のリスクにさらされる。SPOE破綻処理戦略は、モルガン・スタンレーの破綻処理計画に基づき適用されるか、秩序ある清算の権限に基づく破綻処理手續のなかで適用されるかに関わらず、債権者全体にとってより良い結果がもたらされるようにすることを目的としているが、同戦略(修正再表示担保付サポート契約に基づくモルガン・スタンレーの重要な子会社に対するサポートの提供を含む。)が適用されることにより、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者に、モルガン・スタンレーに別の破綻処理戦略が適用された場合よりも大きな損失が発生しないという保証はない。

規制当局は、連邦倒産法に基づくSPOE破綻処理戦略、秩序ある清算権限またはその他の破綻処理制度を推進するために様々な措置を講じ、または提案している。例えば、FRBは、米国のグローバルにシステム上重要な銀行(「G-SIB」)に該当する、モルガン・スタンレーをはじめとする一流銀行持株会社に対して、最低限の額の株主資本および適格長期負債(総損失吸収力(「TLAC」))の維持を義務付ける最終規則を公表した。この規則は、かかる銀行持株会社の破綻時に、SPOE戦略が適用される場合は、負債を株式に転換することや、適格TLACに損失を負わせることによって資本を再構築するのに十分な損失吸収力を有するよう確保することを目的としている。

SPOE破綻処理戦略とTLACに関する最終規則が組み合わさることにより、モルガン・スタンレーの事業子会社が発行する債券の保有者に損失を負わせる前に、または、米国の納税者をリスクにさらす前に、モルガン・スタンレーが発行する適格長期負債およびその他の形態の適格TLACの保有者がモルガン・スタンレーの損失を負うこととなる。

また、英国およびその他の欧州連合(「EU」)諸国を含む一部の地域においては、一定の無担保債務の元本を削減したり、一定の無担保債務を株式に転換したりすることによって、当該地域において設立された破綻事業体の資本を再構築する能力を破綻処理当局に付与するべく破綻処理制度をすでに変更し、または変更するための手続を行っている。かかる「ペイルイン」権限は、損失を株主および無担保債権者に割り当てることによって、破綻事業体の資本再構築を可能にすることを目的としている。米国外の規制当局も、大手金融機関の一定の子会社が、破綻時に損失を当該子会社からモルガン・スタンレーに、ひいては、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者に転嫁することとなる総損失吸収力を最低限の額維持するよう義務付ける要件を検討している。

モルガン・スタンレーは、規制上の制約または自己資本比率基準の改定により、配当を支払いまたはその他の資本措置を講じることを妨げられるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、FRBによる包括的な連結監督、規制および検査の対象となっており、株主に対する配当支払計画、モルガン・スタンレーの流通有価証券の買戻計画およびモルガン・スタンレーが実施しようとするその他の資本措置計画について定めた資本計画を毎年提出することを義務付けられている。FRBは、かかる資本計画について異議を表明し、もしくはモルガン・スタンレーに修正を求めることがあり、また、再提出した資本計画に対して異議を表明し、もしくは修正を求めることがあり、これらはいずれも株主に悪影響を及ぼす。また、FRBは、資本計画の精査の範囲を超えて、モルガン・スタンレーによる配当の支払いもしくは増額、有価証券の買戻し、または株主の利益となるその他の資本措置の実施を妨げるその他の制約または条件をモルガン・スタンレーに課す可能性がある。FRBは、最終的に、自己資本比率基準を改定して、資本措置を講じるモルガン・スタンレーの能力を制限する、より厳格な要件を課し、または、モルガン・スタンレーの営業費用を増加させ、資本措置を講じるモルガン・スタンレーの能力を低下させるその他の規制基準を改定しまたは課すおそれがある。

金融サービス業界は重大な訴訟を抱え、広範な規制当局および法執行機関による調査の対象となっているため、モルガン・スタンレーの評判が損なわれまたはモルガン・スタンレーが法的責任を負うおそれがある。

モルガン・スタンレーは国際的な金融サービス会社として、事業を行うすべての国において政府や自主規制当局による調査・手続を受けるリスクに直面している。これらの当局による調査および手続の結果、不利益な裁判、和解、罰金、制裁、差止めその他による処分が課せられるおそれがある。かかる措置により、金銭面での影響のほか、例えばモルガン・スタンレーの事業の一部の遂行能力に影響を与えたり、または制限を加えたりするおそれがある。かかる調査および手続の件数や課される制裁および罰金の金額は、モルガン・スタンレーを含む金融サービス業界の多数の会社において近年大幅に増加してきている。また、一部の米国および外国の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟の件数を増加させ、または、金融機関から刑事上の有罪判決、答弁もしくは起訴猶予合意を求めている。モルガン・スタンレーに対し重大な規制または法執行措置が講じられた場合、モルガン・スタンレーの事業、財政状態または経営成績が相当の悪影響を受け、モルガン・スタンレーの評判が著しく傷つけられることで、事業に深刻な打撃を受けるおそれがある。またドッド・フランク法は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して強制措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会(「SEC」)または米国商品先物取引委員会(「CFTC」)に提供した内部告発者に対して報酬を与える。この報酬により、モルガン・スタンレーがSECまたはCFTCから受ける調査の数は増加する可能性がある。

モルガン・スタンレーは随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団代表訴訟等を含む。)の被告とされ、また規制機関が行う調査および手続の対象とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、または最終的に不利益な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものもある。また本来は主たる被告となるべき発行体がすでに破産していたり、または財政危機に直面していたりする事例もある。反トラスト訴訟等の別の事例においては、他の機関も関与する共謀の容疑に関し、三倍損害賠償またはその他の救済を求める、他の被告との連帯責任を追及する請求の対象となる場合もある。モルガン・スタンレーはさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為(方針に対する違反や秘密情報の不正使用または開示を含む。)や不適切な売買慣行・行為のリスクにもさらされている。

モルガン・スタンレーは、住宅用・商業用不動産担保ローンに関連する表明保証について責任を問われる可能性があり、その結果、モルガン・スタンレーの準備金を上回る損失を被るおそれがある。

モルガン・スタンレーは、商業用・住宅用不動産によって担保されたローンのオリジネーションを行っている。さらに、モルガン・スタンレーは多種多様な商業用・住宅用不動産ならびに当該不動産関連のホールローン、モーゲージその他の不動産や商業上の資産および商品(住宅用・商業用モーゲージ担保証券を含む。)の証券化とトレーディングにも従事している。この業務との関連でモルガン・スタンレーは一定の表明および保証を行っており、または別段の方法で責任を負う旨合意している。かかる表明および保証に違反があった場合、モルガン・スタンレーは一定の状況下で当該資産を買い取り、または当該資産に関連した他の支払いを求められる場合がある。モルガン・スタンレーはまた、モルガン・スタンレーが商業用モーゲージ担保証券として証券化した一定の商業用モーゲージ・ローンに係るオリジネーターとしての役割に関連した表明保証も行った。

モルガン・スタンレーは現在、表明保証に違反したと主張されている請求に関連して複数の訴訟の当事者となっている。かかる訴訟において、モルガン・スタンレーにとって不利益な決定が下された場合、モルガン・スタンレーは準備金を大幅に上回る額の損失を負うおそれがある。また、モルガン・スタンレーの準備金の一部は、一定の事実についての前提および法的前提に基づいている。かかる前提が正確でなく、修正を要する場合、準備金についても大幅な調整が必要となる可能性がある。

モルガン・スタンレーはコモディティ事業および投資に起因して広範な規制、環境リスクおよび環境関連規制に服し、多額の費用および債務を負うおそれがある。

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務のコモディティ事業に関連して、金属、天然ガス、電力、排出権およびその他のコモディティ商品に係る保管、輸送、マーケティングおよび取引に従事している。また、モルガン・スタンレーは米国において電力取引を行うとともに、国際海運および米国の海上物流事業に従事する企業グループを所有するハイドマー・ホールディングス・エルエルシーの少数株主持分を保有している。モルガン・スタンレーはこうした活動のために、エネルギー、コモディティ、環境、衛生および安全その他に関する広範な政府の法令に服している。さらに、かかる活動を通じ、気候変動に伴う規制上の、物理的な、および一定の間接的なリスクにさらされている。

モルガン・スタンレーは、環境リスクを最小限に抑えるため、これまで従事してきた石油の貯蔵・輸送事業の大部分を売却または廃止し、適切な方針と手続を採用し、緊急対応プログラムを実施するなどしているが、こうした措置がすべての偶発事象に対応できるとは限らない。また、かかるリスクの一部には保険を適用できないものもあり、仮に保険金を回収できたとしても特定の事故について債務を穴埋めするのに十分でない可能性がある。そのため、モルガン・スタンレーの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローは、このような事象により悪影響を受ける可能性がある。

ここ数年間、一部のエネルギー市場に対する米国内外の連邦、州および現地当局、ならびに一般市民の監視が厳しくなっていることを受け、モルガン・スタンレーと同じ活動に従事する会社への規制および法律上の強制、ならびに訴訟および救済手続の件数は増加している。加えて、米国の店頭デリバティブ市場に対する新たな規制および米国外で提案または採択された同様の法律により、モルガン・スタンレーの商品デリバティブ事業に対して相当額の追加費用および追加要件が課される可能性がある。モルガン・スタンレーは、現行および将来の法令を遵守するために多額の費用を負担したり、収益を喪失したりする場合があります、また現行の法環境のもとで事業全般や評判に対して悪影響を受けるおそれがある。さらに、上記法令を遵守しない場合には、民事および刑事上で多額の制裁金や罰金に処せられる結果となることがある。

利益相反に適切に対処できない場合、モルガン・スタンレーの事業および評判は悪影響を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、国際的な金融サービス会社として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがある。例えば、モルガン・スタンレーと顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員とモルガン・スタンレーもしくは顧客との間で、またはモルガン・スタンレーが顧客の債権者となり得る状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがある。モルガン・スタンレーは、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けているものの、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがある。現に、利益相反状態を生ずるにとどまるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらずモルガン・スタンレーの評判を危険にさらすおそれもある。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、モルガン・スタンレーの事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーを管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等によりモルガン・スタンレーの活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有する。例えば、モルガン・スタンレーはFRBの監督に服する銀行持株会社であることから、モルガン・スタンレーの米国銀行子会社とその関連会社との間の取引についてFRBによる直接の監視下に置かれている。さらに、モルガン・スタンレーは、ボルカー・ルールに基づき、モルガン・スタンレーと顧客との間の一定の取引について、規制上の監視を受けている。

リスク管理

モルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、またはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。

モルガン・スタンレーは、リスク管理機能の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待される。にもかかわらず、市場エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析を含むモルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、または、確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、モルガン・スタンレーのリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。モルガン・スタンレーの事業が変化および成長し、モルガン・スタンレーが事業を展開する市場も進化するにつれ、モルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限らない。モルガン・スタンレーのリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがある。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性がある。また、モルガン・スタンレーが採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づい

ているため、突然の、予期しない、あるいは特定不能な市場または経済の動向を予測することはできず、その結果、モルガン・スタンレーに損失が生じるおそれがある。

特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要するが、かかるポリシーおよび手続が完全には機能しない場合がある。またモルガン・スタンレーのトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っている。モルガン・スタンレーでは、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入しているが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできない。例えば、モルガン・スタンレーのトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、さもなければ売却またはヘッジが制限される場合、モルガン・スタンレーはポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがある。そのため、モルガン・スタンレーはトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性がある。

競争的環境

モルガン・スタンレーは他の金融サービス会社との厳しい競争に直面しており、このためにモルガン・スタンレーの収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす価格圧力が生ずる可能性がある。

金融サービス業界およびモルガン・スタンレーの事業のすべての側面における競争は大変激しく、この状況は今後も変わらないものと予想される。モルガン・スタンレーは、米国内外およびインターネット経由で金融またはそれに付随するサービスを提供する商業銀行、証券会社、保険会社、電子取引および清算プラットフォーム、財務データのレポジトリ、ならびにミューチュアル・ファンドのスポンサー、ヘッジファンド、エネルギー会社等とも競争している。モルガン・スタンレーは、取引の実行、資本や資本調達、商品とサービス、イノベーション、テクノロジー、評判、リスク選好および価格等のいくつかの要素に基づいて競争を進めている。広範な金融サービスに従事する金融機関が撤退した事業が相次いで他社に買収または合併され、あるいは破産を宣言したことにより、長期を経て金融サービス業界の一部の分野で集約が進んでいる。かかる変化により、残存する競合他社がより多く資本を獲得したり、より広範な商品・サービスを提供する能力、および地理的に分散するなどによってその他の資源を獲得したりする場合や、新たな競合他社が現れる可能性もある。モルガン・スタンレーは、上記のような要因や一部の競合他社が価格引下げによって市場シェアの獲得を図ることにより、価格圧力を受けており、今後も受ける可能性がある。加えて、モルガン・スタンレーの競合他社の一部は、モルガン・スタンレーと異なる、または場合によってはモルガン・スタンレーに比べて緩やかな法務・規制上の制度に従っており、モルガン・スタンレーは競争において不利な状況に置かれている。

取引市場の自動化によりモルガン・スタンレーの事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがある。

モルガン・スタンレーは近年、いくつかの事業で激しい価格競争に直面している。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることにより、ビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料に対する圧力が強まっている。自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられており、さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれこの傾向は強まるものとみられている。モルガン・スタンレーは、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、競合他社がビッド・オファー・スプレッド、取引手数料、運用手数料または類似の受取手数料の引下げによる市場シェア獲得を追求すれば、今後も競争圧力を受け続けるおそれがある。

優秀な従業員の維持および確保はモルガン・スタンレーの事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合にはモルガン・スタンレーの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

人材は最も重要な資源であり、優秀な従業員をめぐり熾烈な競争が展開されている。能力の高い従業員を維持・確保できず、または競争上の優位性を保つために必要な程度または形態において維持・確保できない場合、あるいは従業員を維持・確保するための報酬費用が増加した場合、競争上の優位性を含むモルガン・スタンレーの業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。金融業界においては、インセンティブに基づく報酬に関する制限、クローバック要件、特別税を含め、従業員報酬に対してより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性がある。これによってモルガン・スタンレーの最も優秀な従業員の雇用・維持に悪影響が及ぶおそれがある。

国際リスク

モルガン・スタンレーは国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、モルガン・スタンレーの事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーは多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加および政府によるその他の規制措置、ならびに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性等の可能性を含む、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他のリスクにさらされている。証券・金融サービス業界に適用される法令は、多くの国で不確定的かつ常に改正を繰り返すため、各市場における現地法の具体的な要件を判断するのは困難な場合がある。ある市場の現地法を継続的に遵守できない場合、当該市場で行う事業のみならず、モルガン・スタンレーの全般的な評判に対しても重大な悪影響を及ぼすおそれがある。またいずれの場合も、モルガン・スタンレーの企図する取引について法的に履行を強制できないという、より強大なリスクにもさらされることになる。

多くの新興市場諸国が通貨の大幅な切下げ、ソブリン債の債務不履行または潜在的な債務不履行、資本規制および為替管理、インフレ率の上昇ならびに経済の低成長やマイナス成長をはじめとする政治面、経済面、金融面での深刻な混乱を経験している。国によっては、犯罪や汚職、および治安や個人の安全に関する問題も存在する。このような状況は、モルガン・スタンレーの事業に悪影響を及ぼし、かつ金融市場全体の変動性を高める可能性がある。

世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機またはかかる危機への懸念、および自然災害、テロ行為または軍事行為により、新興市場や世界の他のあらゆる地域に経済、金融上の混乱を招き、ひいては移動制限を含む営業上の困難につながる可能性があり、モルガン・スタンレーが世界中で展開する事業の管理能力を損なうおそれがある。

米国の会社として、モルガン・スタンレーは米国財務省外国資産管理局(OFAC)やこれに類する多国籍機関および世界中の政府機関による経済制裁および禁輸措置、ならびにモルガン・スタンレーが事業を行う法域において適用される米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法等の反汚職法を遵守する必要がある。かかる制裁や禁輸措置または反汚職法に違反した場合、モルガン・スタンレーおよび個々の従業員は、規制当局の強制措置や民事および刑事上で多額の制裁金・罰金に処せられる可能性がある。

予定されている英国のEU離脱により、モルガン・スタンレーに悪影響が及ぶおそれがある。

2016年6月23日、英国の有権者は、EU離脱を選択した。今後の英国とEUの関係を予測することは困難であり、かかる不透明性は短中期的に世界の金融市場の変動性を高める可能性がある。英国首相は、英国議会によって必要な法案が可決されることを前提として、英国が2017年3月末までにリスボン条約第50条を発動する意向であることを確認した。同条の発動により、英国政府がEUとの間で離脱協定について交渉する2年の期間(延長の

可能性がある。)が開始する。この日程に変更がなければ、英国は2019年初頭にEUを離脱することになる。予定されているEU離脱の条件や、英国が複数の選択肢のうちいずれの関係についてEUとの交渉を模索するかは依然として不明である。しかし、英国政府は、EU単一市場から撤退し、欧州において大規模に事業を展開するモルガン・スタンレー等の金融機関に適用される法律および規制上の枠組みを含む新たな関係について段階的な実施期間を模索する旨表明している。英国のEU離脱による潜在的な影響および潜在的な影響軽減措置は、離脱の時期および移行または承継に関する取決めの内容に大きく左右される。モルガン・スタンレーの英国事業によるEU向けの金融サービスの提供が今後制限された場合、モルガン・スタンレーは、英国および欧州における事業展開ならびにかかる地における法的構造を大幅に変更せざるを得なくなる可能性があり、その結果、モルガン・スタンレーの事業および財務成績に悪影響が及ぶおそれがある。

買収、資産売却および合併事業に関するリスク

買収、資産売却、合併事業、少数株主持分の取得または戦略的提携において、期待した価値すべてを獲得することができないおそれがある。

モルガン・スタンレーは、従前または今後の買収、資産売却、合併事業、少数株主持分の取得または戦略的提携(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの提携を含む。)に関連し、対象事業およびシステムの結合、移転、分割または統合(会計、データ処理システムおよび経営管理を統合または分割するニーズ、ならびに顧客、取引先および提携先との関係を統合するニーズを含む。)に係る様々なリスクおよび不確実性に直面する。合併および少数株主持分の取得の場合はさらに、モルガン・スタンレーの統制下でないシステム、管理および人員に関連した債務、損失または評判の低下に左右され、またこれらの被害を受ける可能性があるため、追加的なリスクと不確実性がある。

また、モルガン・スタンレーといずれかの合併先との間で対立または意見の不一致が生じた場合、関連する合併事業を通じて予定していた利益に不利な影響を与える場合もある。

モルガン・スタンレーの買収済の事業の統合もしくは売却資産の分割が順調に進み、または期待した利益のすべてを生み出せるかについては何らの保証もない。モルガン・スタンレーが従前または今後の買収事業または売却資産を順調に統合または分割できない場合、モルガン・スタンレーの業績、財政状態およびキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けるリスクがある。

モルガン・スタンレーは、既存事業の拡大を含め、事業における一定の取組みにより、従前にはモルガン・スタンレーの顧客や取引先の基盤に属していなかった個人や事業体と直接間接に関わることで新たな資産クラスや市場に対するエクスポージャーを得る可能性がある。こうした事業活動により、モルガン・スタンレーは新たなかつ増強したリスク、事業活動に対する規制当局の監視の強化、信用関連リスク、ソブリン・リスクおよびオペレーショナル・リスクの増大ならびに資産の運用または保有方法に関する風評上の懸念にさらされることとなる。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項なし

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の収益は主にモルガン・スタンレーに提供するグループ内のローンについて支払われた利息と当該ローンの資金を調達するために当社が発行した証券について支払う利息との差額から生じる。証券の発行のために当社

が支払った費用は、モルガン・スタンレーにより償還される。当該資産および負債の満期および利率は当社にとってリスクとならないように、可能な限り一致させている。

当社の業績に重要な点で影響を与える可能性のある当社のリスク要因の詳細については、第一部 第3「事業の状況」4「事業等のリスク」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項なし

2【主要な設備の状況】

該当事項なし

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第 5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
有限責任会社持分(1 口当たり1,000ドル)	1 口	1 口	0 口

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
該当事項なし	有限責任会社 持分	1 口	該当事項なし	—

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済 社員持分総数 (口)	払込済社員持分 (ドル)	備考
2011年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	
2012年度中			
2012年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	
2013年度中			
2013年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	
2014年度中			
2014年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	
2015年度中			
2015年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	
2016年度中			
2016年12月31日現在	1	1,000 (112,290円)	

(4) 【所有者別状況】

下記(5) 「大株主の状況」を参照。

(5) 【大株主の状況】

当社は、モルガン・スタンレーにより完全かつ直接的に所有されている。

(2016年12月31日現在)

株式の種類	株主名	住所	株式数	発行済株式総数に 占める割合(種類別) (単位：パーセント)
有限責任会社持分	モルガン・スタンレー	ニューヨーク州 ニューヨーク	1 口	100

2 【配当政策】

当社は、配当政策を定めていない。

業務執行者会は、いつでも、当社をして、その保有する現金または現物資産であって、当社の運営のために合理的に必要なまたは有益ではなく、かつ分配することが適用ある法律の違反を構成しないものを、社員に分配させることができる。

3 【株価の推移】

該当事項なし

4【役員の状況】

男性業務執行者の人数：2名、女性業務執行者の人数：1名（業務執行者のうち女性の比率：33%）

役職	氏名および生年月日	所有株式数 (注)	略歴	社外における兼任状況	任期
社長 兼 業務執行者	ケビン・ウッドラフ (Kevin Woodruff) (1973年4月6日生)	0口	現在、モルガン・スタンレーのエクイティ・デリバティブ部門のグローバル・チーフ・オペレーティング・オフィサーおよび同社のストラクチャード・ノート部門のグローバル・プロダクト・ヘッドを兼務。 1997年よりモルガン・スタンレーのオフィサー。 ニューヨークおよびロンドンを拠点として、デリバティブおよびキャピタル・マーケットの両分野において複数の経営管理職を歴任。 1993年にバンカース・トラストにおいて金融サービス業界におけるキャリアを開始。	モルガン・スタンレー マネージング・ディレクター	無期限
業務執行者	ニッキ・ティップINS (Nikki Tippins) (1971年5月11日生)	0口	2009年よりモルガン・スタンレーのマネージング・ディレクターおよび米州エクイティ・デリバティブ・セールス部門ヘッドを兼務。 モルガン・スタンレー入社前は、JPモルガンにおいてマネージング・ディレクターおよび米州ストラクチャード・インベストメント部門ヘッドを兼務。 ケンブリッジ大学において修士号(数学)を取得。	モルガン・スタンレー マネージング・ディレクター	無期限

業務執行者	ジョシュア・シャンツァー (Joshua Schanzer) (1973年8月14日生)	0口	現在、モルガン・スタンレーの債券デリバティブ・ストラクチャード・プロダクト・グループのグローバル・チーフ・オペレーティング・オフィサーおよび同社のストラクチャード・ノート取引管理部門のグローバル・ヘッドを兼務。 モルガン・スタンレーの債券部門において、11年間にわたり、複数の役職を歴任。 モルガン・スタンレー入社前は、シドリー・オースティン法律事務所に勤務し、コーポレート／証券・証券化実務に従事。	モルガン・スタンレー エグゼクティブ・ディレクター	無期限
-------	--	----	--	------------------------------	-----

(注) 当社の持分は業務執行者を含む個人に対して発行されたことはない。

業務執行者の受ける報酬その他特別の利益については、下記5「コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)を参照。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

【業務執行者会】

業務執行者会は、当社の事業および業務を管理および運営し、あらゆる合法的な行為を行う権限を全て有しており、これには、業務執行者会が当社の事業を運営および遂行するうえで必要、有用または適切であるとみなすあらゆる措置を講じる権利および権限を含む。

【会計監査人】

会計監査人

アメリカ合衆国 10112 ニューヨーク州ニューヨーク、ロックフェラー・プラザ 30に所在する独立監査人であるデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピーが、当社の2015年12月31日現在および同日に終了した事業年度ならびに2016年12月31日現在および同日に終了した事業年度に係る財務書類を監査し、本書に含まれている監査報告書を発行した。かかる報告書においては、当該財務書類に対する無限定意見が表明されており、関連会社との間の重要な取引に関する説明が含まれている。

本書には、上記の他に、当社に関する情報でデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピーが監査したものは含まれていない。

【リスク管理】

当社は、個別のリスク管理部門を有しない。当社のリスクは、モルガン・スタンレーの全体的なリスク管理の一環として管理される。

モルガン・スタンレーの経営者は、事業活動の成功には有効なリスク管理が不可欠であると考えている。そのためモルガン・スタンレーは、分散されている各リスク管理機能を全社的な組織に統合し、会社全体の意思決定プロセスにリスク評価が組み込まれるよう、全社的リスクマネジメント(「ERM」)の枠組みを確立している。リスクは、モルガン・スタンレーの事業活動において避けることができない要素である。モルガン・スタンレーは、各事業セグメントの活動に内在する主なリスクについて持株会社レベルと同程度に特定、測定、監視、報告、対抗および管理するべく、方針および手続を実施している。モルガン・スタンレーのリスク管理の理念は、その資本基盤およびフランチャイズを保護する良識的なリスクテイクを通じてリスク調整後収益を追求することを基軸としている。これらの方針は、ERMの枠組みを通じて実施されている。この理念は、健全性、包括性、独立性、説明責任および透明性という5つの主要な要素に基づいている。

【業務執行者の報酬】

業務執行者は、業務執行者として職務を遂行することにより直接的に報酬の支払いを受けない。なお、業務執行者それぞれの雇用会社であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーより別途従業員給与の支払いがある。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：ドル)	2015年12月31日 終了事業年度	2016年12月31日 終了事業年度
当社の年次財務書類の監査業務について 当社の会計監査人およびその関連会社に支払われた報酬	50,000 (5,614,500円)	50,000 (5,614,500円)
非監査業務	0 (0円)	0 (0円)

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項なし

【監査報酬の決定方針】

該当事項なし

第6【経理の状況】

a. 本書記載のモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(以下「当社」という。)の財務書類¹は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠して作成されている。邦文の財務書類(以下「邦文の財務書類」という。)は、原文の財務書類(以下「原文の財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第131条第2項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算は、2017年4月28日現在の東京における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場 1ドル = 112.29円を用い、百万円未満の端数は四捨五入して表示している。

なお、財務諸表等規則に基づき、米国と日本の会計処理の原則および手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「4 日米会計慣行の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日米会計慣行の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)である米国の独立監査人デロイト アンド トウシュ LLP(Deloitte & Touche LLP)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

¹ 本書に記載する財務書類は、2016年12月31日現在および同日をもって終了した事業年度の財務書類ならびに2015年12月31日現在および同日をもって終了した事業年度の財務書類である。

1 【財務書類】

(1) 2016年12月31日終了事業年度

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
資産		
現金	\$ 27	3
受取債権：		
ブローカー・ディーラー	21,585	2,424
受取手形(親会社)	2,112,571	237,221
グループ会社間(親会社)	9,389	1,054
資産合計	\$ 2,143,572	240,702
負債および資本		
負債：		
短期借入債務、公正価値	\$ 1,636	184
トレーディング負債、公正価値		
デリバティブ契約	61,203	6,872
支払債務：		
利息	983	110
グループ会社間(関連会社)	27	3
グループ会社間(親会社)	20,768	2,332
その他の負債および未払費用	419	47
長期借入債務(2,064,869千ドルの公正価値を含む)	2,069,869	232,426
負債合計	2,154,905	241,974
コミットメントおよび偶発債務(注記7参照)		
資本	(11,333)	(1,273)
負債および資本合計	\$ 2,143,572	240,702

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

包括利益計算書

2016年12月31日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
収益：		
トレーディング	\$ 1,857	209
受取利息	15,735	1,767
収益合計	17,592	1,975
費用：		
支払利息	6,752	758
専門家役務報酬	212	24
その他	1	0
費用合計	6,965	782
法人所得税計上前利益	10,627	1,193
法人所得税ベネフィット	(144)	(16)
純利益	10,771	1,209
その他の包括損失	(11,090)	(1,245)
包括損失	\$ (319)	(36)

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2016年12月31日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
純利益	\$ 10,771	1,209
純利益から営業活動により調達(使用)された現金(純額)への調整項目：		
資産および負債の増減(純額)：		
トレーディング負債	(8,345)	(937)
ブローカー・ディーラー	(21,585)	(2,424)
グループ会社間(関連会社)	941,699	105,743
グループ会社間(親会社)	(952,397)	(106,945)
利息	983	110
その他の負債および未払費用	419	47
営業活動に使用された現金(純額)	(28,455)	(3,195)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
支出額：		
受取手形(親会社)	(2,112,571)	(237,221)
投資活動に使用された現金(純額)	(2,112,571)	(237,221)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
収入額：		
短期借入債務	1,638	184
長期借入債務	2,473,729	277,775
支出額：		
長期借入債務	(334,314)	(37,540)
財務活動により調達された現金(純額)	2,141,053	240,419
現金の純増加	27	3
現金、2015年12月31日現在残高	0	0
現金、2016年12月31日現在残高	\$ 27	3
補足キャッシュ・フロー情報		
利息に係る現金支払額	\$ 2,119	238
非現金活動の補足開示		
現金によらない資本の返還 (詳細については注記 1 および 3 を参照)	\$ 5,240,233	588,426

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

資本変動計算書

2016年12月31日をもって終了した事業年度
 (単位：千ドル)

	資本合計	
	千ドル	百万円
2015年12月31日現在残高	\$ 5,229,219	587,189
純利益	10,771	1,209
資本の返還	(5,240,233)	(588,426)
その他の包括損失の純変動額、6,459千ドルの税金を控除後	(11,090)	(1,245)
	<u>\$ (11,333)</u>	<u>(1,273)</u>

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

財務諸表の注記

2016年12月31日現在および同日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

注記 1 - 概説および表示の基礎

当社

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー（以下「当社」という。）は、社員を1人とする有限責任会社であり、モルガン・スタンレー（以下「親会社」という。）の完全子会社である。

2016年1月12日に、当社は、モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシーからモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーに社名を変更し、証券取引委員会（以下「SEC」という。）規則S-Xに定義される「金融子会社」としてその目的を変更した。2016年2月16日に、モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーによる全額無条件保証が付されたSEC登録債券を、当社が発行することを可能にするために、様式S-3による届出書の効力発生後の訂正届出書を提出した。2016年2月に当社の受取債権および支払債務の残高はすべて決済され、1千ドルを除きすべての資本は返還された。

2016年2月17日に、当社は5,000千ドルの社債を発行した。同社債は2016年2月22日に決済され、スタンダード・アンド・プアーズからBBB+の取引格付を付与された。2016年3月2日より、当社は市場において仕組債を発行している。発行による調達額は、グループ会社間の手形の形態による親会社に対する貸付である。

財務情報の基礎

財務諸表は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に従って作成されている。そのため、当社は、特定の金融商品の評価、繰延税金資産、訴訟および税金問題の帰結ならびにその他財務諸表および関連する開示に影響を与える事項に関する見積りを行い、仮定を設けることを要求される。当社は、財務諸表の作成に際して使用された見積りは、慎重かつ合理的であると考えている。ただし、実際の結果は見積りと大きく異なる可能性がある。

注記 2 - 重要な会計方針

収益認識

トレーディング

トレーディング収益の認識に関する詳細については、以下の「金融商品の公正価値」を参照。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、資産および負債（関連会社および親会社に対する受取債権および支払債務、短期借入債務、長期借入債務を含む。）の合計額の水準と構成比、トレーディング戦略、ならびに利率の実勢水準、期間構成およびボラティリティに応じて変動する。

金融商品の公正価値

当社の金融商品の大部分は公正価値で計上されており、公正価値の変動は各期間の損益に認識されている。公正価値測定に関する当社の方針およびこれらの金融商品へのその適用は、以下の通りである。

公正価値で測定される金融商品

トレーディング負債内の商品は、会計指針に従って、または公正価値オプションの選択（以下参照）を通じて、公正価値で測定されている。これらの金融商品は、主に当社のトレーディング業務を表すものであり、デリバティブ商品を含んでいる。短期借入債務および長期借入債務は、公正価値オプションを通じて公正価値で測定されている。

公正価値で計上される商品に係る利益および損失は、当社の損益計算書のトレーディング収益に反映されている。受取利息および支払利息は、金融商品の性質および関連する市場慣行に応じて当社の包括利益計算書に計上されている。利息が金融商品の公正価値の構成要素となっている場合には、利息はトレーディング収益に含められる。その他の場合には、利息は受取利息または支払利息に含められる。金融商品に関連するデリバティブ契約を含む店頭で取引される金融商品の公正価値は、添付の貸借対照表上、適当な場合には取引相手先ごとの純額で表示されている。

公正価値オプション

公正価値オプションは、資産または負債の当初認識時または当該商品の会計処理の新たな基礎を生じさせる事象に際し、取消不能な公正価値オプションを個別の金融商品ごとに選択することを認めている。当社は、適格の金融商品に対して公正価値オプションを適用している。

公正価値測定 - 定義および階層

公正価値は、測定日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取り、または負債の移転により支払うであろう価格（すなわち「出口価格」）として定義されている。

公正価値を決定する際に、当社は様々な評価方法を使用し、公正価値測定に使用されるインプットに関する階層を設定している。当該階層は、最も観察可能なインプットが入手可能である場合にその使用を求めることにより、関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不可能なインプットの使用を最小化している。観察可能なインプットは、当社から独立した情報源から得られた市場データに基づき算出された、市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するであろうインプットである。観察不可能なインプットは、現状利用可能な最良の情報に基づき算出される、他の市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するであろう仮定に関する、当社の仮定を反映したインプットである。当該階層は、以下のようにインプットの観察可能性に基づき3つのレベルに分類される。

- ・ レベル1 - 同一の資産または負債について当社が参加することが可能である活発な市場における相場価格に基づく評価額。評価額の調整および大量保有によるディスカウントはレベル1の商品には適用されない。当該評価は、活発な市場において容易にかつ定期的に入手できる相場価格に基づくため、これらの商品の評価には重要な判断を必要としない。
- ・ レベル2 - 活発でない市場における一つ以上の相場価格に基づく評価額またはすべての重要なインプットが直接または間接的に観察可能である評価額。
- ・ レベル3 - 観察不可能であり、公正価値測定の全体に対して重要であるインプットに基づく評価額。

観察可能なインプットの入手可能性は、商品によって異なり、多様な要因（例えば商品の種類、まだ市場に定着していない新商品であるか、市場の流動性、商品に固有のその他の特徴などを含む。）によって影響を受ける。評価が市場における観察可能性が低い観察不可能なモデルまたはインプットに基づく限り、公正価値の決定にはより多くの判断が要求される。したがって、公正価値の決定において当社が行う判断の度合いは、公正価値の階層のレベル3に分類される商品に係るものが最も大きい。

当社は、市場が混乱している期間を含め、測定日現在の最新の価格およびインプットを考慮している。市場が混乱している期間においては、価格およびインプットの観察可能性が多くの商品について減少する場合がある。このような状況においては、公正価値の階層のレベル1からレベル2またはレベル2からレベル3へと商品を再分類する場合がある。注記4を参照。

一定の場合、公正価値測定に使用されるインプットは、異なるレベルの公正価値の階層に分類され得る。このような場合、開示目的上、公正価値測定額全体が当てはまる公正価値の階層レベルは、公正価値測定の全体にとって重要である最低レベルのインプットに基づき決定される。

期中に公正価値の階層のレベル間で振り替えられる資産および負債の公正価値は、当該資産または負債を期首現在で振り替えたものとみなして決定される。

評価手法

多くの現物商品および店頭デリバティブ契約には、市場において観察可能な買呼値および売呼値がある。買呼値は、当事者が資産に関して支払う意思のある最も高い値段を反映している。売呼値は、当事者が資産に関して受け取る意思のある最も安い値段を反映している。当社は、当社による公正価値の最善の見積りに見合う買呼値と売呼値の範囲内の点でポジションを計上している。同一の金融商品における相殺ポジションに関しては、買いおよび売りの両方のポジションを測定するために売買呼値のスプレッド内の同じ価格が使用される。

多くの現物商品および店頭デリバティブ契約の公正価値は、価格決定モデルを使用して導出される。価格決定モデルは、契約条件、ならびに必要なに応じて株価、金利イールド・カーブ、クレジット・カーブ、相関関係、取引相手先の信用度、当社の信用度、オプションのボラティリティおよび為替レートを含む複数のインプットを考慮している。

必要に応じて、流動性リスク（売買呼値の調整）、信用度、モデルの不確実性および集中リスク等の様々な要因について会計処理するために評価調整が行われる。流動性リスクに関する調整は、モデルから導出されるレベル2およびレベル3の金融商品の仲値水準を、リスク・ポジションの出口価格を適切に反映するために必要とされる買呼値と仲値または仲値と売呼値のスプレッドに関して調整する。買呼値と仲値および仲値と売呼値のスプレッドは、トレーディング業務、ブローカー相場またはその他の外部の第三者のデータにおいて観察された水準で評価される。問題となる特定のポジションに関してこれらのスプレッドが観察不可能である場合、スプレッドは観察可能な水準の類似ポジションから導出される。

当社は、公正価値オプションが選択された短期および長期借入債務（主に仕組債）ならびに店頭デリバティブに対し、信用に関連した評価調整を適用している。当社は、短期および長期借入債務の公正価値を測定する際に、債券の流通市場におけるスプレッドの観察に基づき、当社自身の信用スプレッドの変動の影響を考慮している。

基礎となるモデルが直接的にも間接的にも観察不可能である重要なインプットに依拠するポジションに関しては、モデルの不確実性に関する調整が行われるため、その導出に当たっては確立された理論的概念への依拠が必要とされる。これらの調整は、統計的アプローチおよび市場に基づく情報（利用可能な場合）を使用して、予想される変動性の程度を評価することにより導出される。

公正価値は、事業体に固有の尺度ではなく、市場参加者の視点から検討された市場に基づく尺度である。そのため、市場の仮定が容易に入手できない場合でも、仮定は、測定日現在において市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するのであると当社が考える仮定を反映して設定される。当社が市場リスクまたは信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債グループを管理している場合、当社は、市場参加者が測定日現在において正味のリスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合するように金融商品グループの公正価値を測定する。

公正価値で測定される金融商品の主要な分類に適用される評価手法の詳細に関しては、注記4を参照。

評価プロセス

親会社およびその連結子会社のファイナンシャル・コントロール・グループ（以下「FCG」という。）内のバリュエーション・レビュー・グループ（以下「VRG」という。）は、親会社およびその連結子会社の公正価値評価の方針、プロセスおよび手続きを統括している。VRGはビジネス・ユニットから独立しており、当社の金融商品の評価に対して最終的な権限を有する親会社およびその連結子会社の最高財務責任者（以下「CFO」という。）の監督下にある。VRGは価格決定モデルにより導出されたものを含む、公正価値で測定された当社の金融商品の公正価値を検証するために設計された評価管理プロセスを実施する。

モデルレビュー VRGは、親会社およびその連結子会社の最高リスク責任者（以下「最高リスク責任者」という。）の管理下にある、モデル・リスク・マネジメント（以下「MRM」という。）と連携して、観察可能なインプットを使用して評価モデルの理論的な健全性、ビジネス・ユニットが開発した評価手法およびキャリブレーション技術の妥当性を独立の立場からレビューしている。インプットが観察可能でない場合には、VRGは、提案された評価手法の妥当性についてのレビューを行い、市場参加者が観察不可能なインプットへと到達する方法と整合していることを判断する。観察可能なインプットがない場合に用いられる評価手法には、外挿法および類似の観察可能なインプットの使用が含まれ得る。レビューの一環として、VRGは、ビジネス・ユニットの評価モデルにより算定された公正価値を独立の立場で検証するための手法を開発している。当社は通常、評価およびモデルを当初およびその後の定期的なレビュー手続の対象としている。

独立価格検証 各ビジネス・ユニットは承認された評価モデルおよび評価手法を用いて金融商品の公正価値を決定する責任を負っている。VRGは、通常月次ベースで、ビジネス・ユニットが使用したインプットの適切性を判断すること、および上記のモデルのレビュー手続により承認された評価手法（文書化されたもの）への準拠性をテストすることにより、評価モデルを使用して決定された金融商品の公正価値の妥当性について独立の立場で検証している。

この独立の価格検証およびビジネス・ユニットが算出した公正価値に対してVRGが行った修正の結果は、管理責任者、CFOおよび最高リスク責任者に定期的に提示される。

VRGは、評価モデルを使用して算定された金融商品の公正価値の妥当性を検証するために、最近実行された取引、取引所データ等その他の観察可能な市場データ、ブローカー・ディーラーの相場、外部の価格決定業者およびアグリゲーション・サービスを使用している。VRGは、外部の情報源およびそれらの評価手法を評価することにより、当該外部の情報提供者が第三者の価格情報源に期待される最低限の基準を満たすかどうかを判断している。承認された外部の情報源から提供された価格データは、例えば、外部の情報源の価格を実行された取引に照らしてその正当性を確認すること、外部の情報源が価格を算出するために使用した手法および仮定を分析すること、ならびに／または当該第三者の価格情報源（または当該第三者の価格情報源が使用した元の情報源）が市場においてどの程度活発であるかを評価することなどの複数のアプローチを用いて評価される。この分析に基づき、VRGは、ビジネス・ユニットによる金融商品の公正価値の妥当性の検証に最も高次の市場データが使用されることを確保するため、観察可能な市場データの順位付けを行っている。

VRGは、重要な新規のレベル2およびレベル3の取引の価格決定に使用されたモデルおよび評価手法をレビューしており、当初認識される取引の公正価値はFCGおよびMRMの双方の承認を受けなければならない。

レベル3の取引 VRGは、ビジネス・ユニットの評価手法をレビューし、当該手法が市場参加者の仮定と整合するかどうかを評価している。

経常的に公正価値で測定される金融資産および負債の詳細に関しては、注記4を参照。

デリバティブ商品の相殺

当社は、デリバティブ業務に関連して、通常、取引相手先とマスターネットティング契約および担保契約を締結している。これらの契約により、当社は、取引相手先の債務不履行の場合において当該契約に基づく相手先の権利と義務を相殺し、相手先の正味債務額に対する担保を清算および相殺する権利を与えられる。

ただし、一定の状況では、当社はそのような契約を締結していない場合があり、該当する破産制度がマスターネットティング契約または担保契約の法的強制力の裏付けとならない場合があり、また、当社は契約の法的強制力を裏付けるための法律上の助言を求めていなかった場合がある。当社が契約に法的強制力があると判断しない場合は、表中に開示する関連金額は相殺されない（詳細については注記5を参照）。

法人所得税

当社は、法人所得税費用（ベネフィット）を資産負債法により会計処理している。この方法の下では、財務諸表には、将来の事象について予想される税効果に関連する繰延税金資産、関連する評価性引当金および繰延税金負債が含まれる。この方法の下では、財務諸表上の資産・負債と税法上の資産・負債との間の一時差異に基づき、当該差異の解消が見込まれる年度に施行される税率として現在制定されているものを使用して、繰延税金資産および繰延税金負債が計上される。繰延税金資産および繰延税金負債に係る税率変更の影響は、制定日を含む期間の法人所得税費用（ベネフィット）に認識される。

当社は、実現する可能性が50%を超えると判断する範囲で繰延税金資産純額を認識している。このような判断を行う際に、当社は、既存の将来加算一時差異の将来における解消、予測される将来の課税所得、タックス・プランニング戦略および最近の経営成績を含む入手可能なすべての肯定的および否定的証拠を検討する。繰延税金資産が実現可能ではないと決定された場合には、評価性引当金が設定される。将来において当社が繰延税金資産を正味計上金額を超えて実現することができると判断した場合には、当社は繰延税金資産の評価性引当金に調整を行うこととなり、これにより法人所得税費用を減額することとなる。

親会社との租税分担契約の条件に従い、実質的にすべての当期税金および繰延税金（連邦税、合算・ユニタリー課税による州税）は、親会社に対するその他すべてのグループ会社間残高と相殺されている。

不確実な税務ポジションは、2段階のプロセスに基づき計上される。このプロセスにより、(1)当社は税務ポジションの技術的利点に基づき、当該ポジションが維持される可能性が50%を超えるか否かを判断し、(2)可能性が50%を超えるという認識の閾値を満たす税務ポジションに関しては、当社は、関連する税務当局との間の最終的な解決時に実現する可能性が50%を超える税金ベネフィットの最大金額を認識する。

現金

現金は、銀行要求払預金で構成されている。

受取債権および支払債務 - ブローカー・ディーラー

ブローカー・ディーラーに対する受取債権および支払債務には、決済日までに当社による買手への引渡しが無了である有価証券に係る未収金額、および決済日までに当社による売手からの受取りが無了である有価証券に係る支払債務が含まれている。

適用された会計基準

当社は、2016年1月1日付で以下の会計基準更新書を適用した。

- ・ 金融資産および金融負債の認識および測定 2016年1月に、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、一定の金融資産および金融負債の認識および測定に関する要求事項を変更する会計基準更新書を公表した。当社は、公正価値オプションに従って公正価値で測定する負債に関連する同指針の規定を早期適用した。これは、未実現の債務評価調整額（以下「DVA」という。）をその他の包括利益(損失)（以下「OCI」という。）に表示することを要求し、DVAを当期純利益に表示することを求める従前の要求事項を変更するものである。DVAの実現額は、その他の包括利益累計額（以下「AOCI」という。）からトレーディング収益へと組み替えられる。適用前の期間から繰り越されたDVAの金額はなかった。

当該規則のその他の規定については早期適用せず、2018年1月1日に適用する予定であるが、財務諸表への重要な影響は見込まれていない。

注記3 - 関連当事者との取引

関連会社および親会社からの受取債権ならびに関連会社および親会社への支払債務は、通常の事業過程で生じる内部取引を表す。関連会社および親会社からの受取債権ならびに関連会社および親会社への支払債務は無保証であり、親会社の財務部によって設定され、定期的再評価を通じて親会社が事業資金の調達に伴い負担する市場金利に近似する利率により利息が発生しており、要求払である。

受取手形の残高は、対外債券発行の結果生じたグループ会社間取引を表している。対外債券発行による調達額は、親会社の財務部によって設定され、定期的再評価を通じて親会社が事業資金の調達に伴い負担する市場金利に近似する利率により親会社に貸し付けられており、要求払である。

受取利息および支払利息は受取債権および支払債務の残高に基づき日利で計算されている。

当社の業務は、関連会社との重要な取引を含んでいるため、当社が非関連会社として事業を行っていた場合の財政状態または経営成績を必ずしも示さない場合がある。

(単位：千ドル)

2016年12月31日現在の関係会社からの資産および受取債権の内訳：

受取債権 - ブローカー・ディーラー	\$ 20,887
受取債権 - 受取手形（親会社）	2,112,571
受取債権 - グループ会社間（親会社）	9,389

2016年12月31日現在の関係会社からの負債および支払債務の内訳：

デリバティブ契約	\$ 61,203
支払債務 - グループ会社間（関連会社）	27
支払債務 - グループ会社間（親会社）	20,768

2016年12月31日をもって終了した事業年度の関係会社取引収益の内訳：

トレーディング	\$ 1,857
受取利息	15,735

2016年12月31日をもって終了した事業年度の関係会社取引費用の内訳：

支払利息	\$ 3,558
------	----------

2016年2月5日に、当社は親会社に対して、総額5,240,233千ドルの資本の返還を行った。

注記4 - 公正価値の開示

公正価値測定

経常的に公正価値で測定される当社の資産および負債の主要な分類に適用される評価手法の詳細は以下の通りである。

長期借入債務

仕組債

当社は、債券または株式、指数の運用実績と連動した利息または返済条件を有する仕組債を発行している。

仕組債（短期および長期の両方）の公正価値は、当該仕組債のデリバティブおよび債券部分に関する評価モデルを使用して決定される。これらのモデルは、仕組債の連動する価格、金利イールド・カーブ、オプションのボラティリティ、株価を含む同一または類似証券を参照する観察可能なインプットを組み込んでいる。

当該債券に関する独立した外部の取引価格も考慮される。当社自身の信用スプレッドの影響もまた、当社の観察された流通債券市場のスプレッドに基づき織り込まれている。当社が価格決定モデルを使用して評価する長期借入債務の大部分はこの区分に分類され、通常は公正価値の階層のレベル2に分類される。観察不可能なインプットが重要であると判断された場合には、当社の長期借入債務は通常レベル3に分類される。

トレーディング資産およびトレーディング負債

デリバティブ契約

店頭デリバティブ契約

店頭デリバティブ契約は、金利または株価に関連するスワップおよびオプション契約を含んでいる。

商品および取引条件に応じて、店頭デリバティブ商品の公正価値は、観察できるか、ブラック - ショールズ・オプション価格決定モデル、シミュレーション・モデルまたはそれらの組合せといった閉形式の解析式を含む、一連の手法および類似するベンチマークのモデルのインプットを利用してモデル化することができる。多くの価格決定モデルは、使用される手法において重要な判断を必要とせず、また、一般的な金利スワップおよび一定のオプション契約の場合のように、価格決定のためのインプットは活発な取引市場で観察されるため、著しく主観的となることはない。確立されたデリバティブ商品について、当社が使用する価格決定モデルは、金融サービス業界において広く受け入れられている。当社が価格決定モデルを使用して評価する店頭デリバティブ商品の大部分はこの区分に分類され、公正価値の階層のレベル2に分類されるが、他の場合には、公正価値の階層のレベル3に分類される。

店頭デリバティブ契約の評価手法の詳細に関しては、注記2を参照。

デリバティブ商品の詳細に関しては、注記5を参照。

以下の公正価値の階層の表は、2016年12月31日現在で経常的に公正価値で測定する当社の資産および負債に関する情報を示している。公正価値の階層に関する当社の方針については注記2を参照。

経常的に公正価値で測定される資産および負債

(単位：千ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	2016年 12月31日 現在残高
資産（公正価値）				
トレーディング資産：				
デリバティブおよびその他の 契約：				
株式契約	\$ -	\$ 20,504	\$ 4,128	\$ 24,632
相殺(1)	-	(20,504)	(4,128)	(24,632)
デリバティブおよびその他の 契約合計	-	-	-	-
トレーディング資産合計	-	-	-	-
負債（公正価値）				
短期借入債務	\$ -	\$ 1,636	\$ -	\$ 1,636
トレーディング負債：				
デリバティブおよびその他の 契約：				
株式契約	-	46,824	13,338	60,162
金利契約	-	2,004	23,669	25,673
相殺(1)	-	(20,504)	(4,128)	(24,632)
デリバティブおよびその他の 契約合計	-	28,324	32,879	61,203
トレーディング負債合計	-	28,324	32,879	61,203
長期借入債務	-	1,887,132	177,737	2,064,869
公正価値で測定される負債合計	\$ -	\$ 1,917,092	\$ 210,616	\$ 2,127,708

(1) 公正価値の複数の階層レベルにわたる同一取引相手先とのポジションまたは契約に関しては、同一レベル内に分類された取引相手先のポジション間の相殺はその同一レベル内に含まれている。デリバティブ商品の詳細に関しては、注記5を参照。

経常的に公正価値で測定されるレベル3の負債

下表は、2016年度において経常的に公正価値で測定されるレベル3の負債に関する追加情報を示している。さらに、当社がレベル3の区分に分類したポジションの公正価値を決定するために、観察可能および観察不可能なインプットの両方が使用される場合がある。その結果、下表に表示されたレベル3の区分内の負債に係る当期中の未実現利益は、観察可能（例えば市場金利の変動）および観察不可能なインプットの両方に起因する公正価値の変動を含む場合がある。

(単位：千ドル)

	2015年 12月31日 現在の 期首残高	実現 および 未実現 利益 (損失) 合計	購入	発行	2016年 12月31日 現在の 期末残高	2016年 12月31日 現在の レベル3の 資産／負債の 未実現利益 (損失)
負債（公正価値）						
デリバティブおよびその他の契約、純額：(1)						
株式契約	\$ -	\$ 4,885	\$ (70)	\$ 4,395	\$ 9,210	\$ 4,885
金利契約	-	-	-	23,669	23,669	-
デリバティブ契約(純額)合計	-	4,885	(70)	28,064	32,879	4,885
長期借入債務	-	(6,473)	-	184,210	177,737	(6,473)
負債合計（公正価値）	\$ -	\$ (1,588)	\$ (70)	\$ 212,274	\$ 210,616	\$ (1,588)

(1) デリバティブおよびその他の契約(純額)の金額は、トレーディング負債 - デリバティブおよびその他の契約から、トレーディング資産 - デリバティブおよびその他の契約を控除したものを表している。

経常的なレベル3の公正価値測定に使用された重要な観察不可能なインプット

以下の開示は、経常的に公正価値で測定され、重要なレベル3の残高がある資産および負債の主な種類ごとの評価手法、重要な観察不可能なインプットならびにそれらの範囲および平均に関する情報である。集約のレベルおよび商品の幅によって、保有商品全体にわたりインプットの範囲は広がり、不均一に分散する。さらに、それぞれの金融サービス機関の保有商品に含まれる商品の種類は多岐にわたるため、観察不可能なインプットの範囲は金融サービス業界の企業ごとに異なる可能性がある。以下の開示はまた、重要な観察不可能なインプットの変動に対する公正価値測定の感応度に関する定性的情報も含んでいる。特定の評価手法に起因する複数の重要な観察不可能なインプット間には予測可能な相関関係はない。最小値、最大値および加重平均値の間に重要な差異がない場合は、単一の金額が開示されている。

デリバティブおよびその他の契約、純額：	2016年 12月31日 現在残高 (単位： 千ドル)	評価手法	重要な観察不可能なインプット / 観察不可能なインプットの 変動に対する 公正価値の感応度		
				範囲(1)	平均(2)
金利契約	23,669	オプション・モデル	金利のボラティリティ・スキュー / (A) (D)	25%	平均値25% 中央値25%
			株式のボラティリティ割引 / (C) (D)	7% ~ 11%	平均値10% 中央値10%
			カーブ間の相関 / (C) (D)	41% ~ 89%	平均値74% 中央値76%
			金利-信用の相関 / (A) (D)	0%	0%
株式契約	9,210	オプション・モデル	アット・ザ・マネーのボラティリティ / (A) (D)	17% ~ 34%	27%
			ボラティリティ・スキュー / (A) (D)	-2% ~ 0%	-1%
			株式-株式の相関 / (C) (D)	27% ~ 95%	91%
			株式-外国為替の相関 / (A) (D)	-63% ~ 30%	-39%
長期借入債務	177,737	オプション・モデル(エクイティ・リンク債)	アット・ザ・マネーのボラティリティ / (C) (D)	17% ~ 33%	30%
			ボラティリティ・スキュー / (C) (D)	-1% ~ 0%	-1%
			株式-株式の相関 / (A) (D)	46% ~ 95%	92%
			株式-外国為替の相関 / (C) (D)	-63% ~ 25%	-41%
		オプション・モデル(仕組債)	金利のボラティリティ・スキュー / (A) (D)	25%	平均値25% 中央値25%
			株式のボラティリティ割引 / (C) (D)	7% ~ 11%	平均値10% 中央値10%

- (1) 重要な観察不可能なインプットの範囲は、ポイント、パーセント、ベシス・ポイント、倍数またはメガワット時で表示されている。ポイントは額面に対する百分率であり、例えば98ポイントとは額面の98%である。1ベシス・ポイントは1%の100分の1に等しく、例えば1,255ベシス・ポイントは12.55%に等しい。
- (2) インプットの単純平均および中央値が示されている場合を除き、金額は加重平均を表している（本注記4の以下を参照）。加重平均は、インプットがリスクによって加重されている長期借入債務およびデリバティブ商品を除き、それぞれのインプットを各金融商品の公正価値によって加重することによって計算される。

観察不可能なインプットの変化に対する公正価値の感応度：

- (A) 観察不可能なインプットの単独での著しい増加（減少）は公正価値の測定値を著しく上昇（下落）させることになる。
- (C) 観察不可能なインプットの単独での著しい増加（減少）は公正価値の測定値を著しく低下（上昇）させることになる。
- (D) 重要な観察不可能なインプット間に、予測可能な相関関係はない。

以下は、資産および負債のすべての主要分類に関して、2016年12月31日現在の上表に含まれる重要な観察不可能なインプットの説明を示している。

相関 - 複数の潜在リスクにより支払額が決定される場合の、価格決定のためのインプットである。相関は2つの変数の変動における関係（すなわち、1つの変数の変動が他方の変数にどのような影響を与えるか）の測定尺度である。例えば、信用の相関は、個別の企業が債務不履行となる確率と、複数の企業が債務不履行となる同時確率の関係を説明する要素である。

ボラティリティ - ある商品の価値が時間とともに変動する程度を仮定した場合における、当該商品の予想リターンの変動性の測定尺度である。ボラティリティはオプションの価格決定のためのインプットであり、通常はボラティリティが低くなるほどオプションのリスクも低くなる。特定のオプションの評価に使用されるボラティリティの水準は、当該オプションに内在するリスクの性質（例えば特定の基礎となる株式のボラティリティは、特定の基礎となる商品指数のボラティリティと著しく異なる場合がある。）、オプションの残存期間および行使価格を含む様々な要因に左右される。

ボラティリティ・スキュー - 原資産および満期は同一であるが行使価格が異なる複数のオプションのインプライド・ボラティリティの差異の測定尺度である。行使価格が原資産の現在の価格を上回るかまたは下回るオプションのインプライド・ボラティリティは、通常、行使価格が同じ原資産の現在の価格と等しいオプションのインプライド・ボラティリティとは乖離する。

公正価値オプション

当社は、選択された商品とそれに関連するリスク管理取引との間の測定基準の差異によって生じる損益計算書のボラティリティを緩和するため、または一定の会計モデルの適用の複雑性を排除するために、公正価値基準でリスク管理が行われている短期および長期借入債務に対して公正価値オプションを選択した。

2016年12月31日における公正価値オプションの選択に基づく取引の損益に係る影響

(単位：千ドル)

	支払利息	トレーディング収益
短期借入債務(1)	\$ -	\$ 1,548
長期借入債務(1)	(3,194)	13,441

(1) 損失は主に短期および長期借入債務に係る関連するヘッジの影響を考慮前の金利の変動または参照価格もしくは指数の変動に起因している。会計基準更新書「金融資産および金融負債の認識および測定」の規定の早期適用に伴って、DVAの未実現損失は包括利益計算書のOCIに計上されており、したがって、2016年12月31日をもって終了した事業年度に関する上表には含まれていない。詳細については、注記2および8を参照。

2016年12月31日における商品特有の信用リスクの変動による損失

(単位：千ドル)

	OCI
短期および長期借入債務(1)	\$ (17,549)

- (1) 会計基準更新書「金融資産および金融負債の認識および測定」の規定の早期適用に伴って、DVAの未実現損失はOCIに計上されている。2016年12月31日をもって終了した事業年度における当社のDVAの変動による累積的影響額およびAOCIへの認識額は、それぞれ短期借入債務および長期借入債務による17,549千ドルの損失である。詳細については、注記2および8を参照。

公正価値で測定されない金融商品

下表は、当社の貸借対照表において公正価値で測定されていない一定の金融商品の帳簿価額、公正価値および公正価値の階層における区分を示している。下表からはすべての非金融資産および負債を除いている。

下表の公正価値で測定されない残りの資産および負債の帳簿価額は、主に金利が市場の水準に再設定されたグループ会社間の資金調達を示す受取手形(親会社)、および同一のまたは類似する金融商品の第三者による価格設定に基づき公正価値が決定された長期借入債務を除き、その性質が短期のものであることから公正価値と近似している。

2016年12月31日現在、公正価値で測定されていない金融商品

(単位：千ドル)

	帳簿価額	公正価値	使用された公正価値の測定：		
			レベル1	レベル2	レベル3
金融資産：					
現金	\$ 27	\$ 27	\$ 27	\$ -	\$ -
受取債権：					
ブローカー・ディーラー	21,585	21,585	-	21,585	-
受取手形(親会社)	2,112,571	2,112,571	-	2,112,571	-
グループ会社間(親会社)	9,389	9,389	-	9,389	-
金融負債：					
支払債務：					
グループ会社間(関連会社)	27	27	-	27	-
グループ会社間(親会社)	20,768	20,768	-	20,768	-
その他の負債および未払費用(1)	135	135	-	135	-
長期借入債務	5,000	5,000	-	5,000	-

- (1) 金融商品の定義を満たさない一定の項目は、その他の負債および未払費用から除外されている。

注記5 - デリバティブ商品

当社は、店頭スワップ、オプションおよびその他のデリバティブで、金利および株式等を参照するものについてトレーディングおよびポジションの保有を行っている。当社はこれらの商品を、仕組債に関するヘッジ戦略の一環として使用している。当社はヘッジ会計を適用していない。

当社は、トレーディング・ポジションを、種々のリスク軽減戦略を適用することにより管理している。これらの戦略には、リスク・エクスポージャーの分散およびヘッジ取引が含まれている。ヘッジ活動は関連する有価証券および種々のデリバティブ商品（例えばスワップおよびオプションなど）を含む金融商品のポジションの購入または売却からなる。当社は、全社ベースおよび個々の商品ベースで、トレーディング業務に関連する市場リスクを管理している。

デリバティブ商品の公正価値および想定元本

下表は2016年12月31日現在のデリバティブ商品の公正価値をデリバティブ契約の種類別に総額ベースで要約したものである。

(単位：千ドル)

	二者間の店頭デリバティブ			
	資産		負債	
	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本
デリバティブ契約：				
株式契約	\$ 24,632	\$ 669,976	\$ 60,162	\$ 1,658,719
金利契約	-	-	25,673	312,095
デリバティブ契約合計	24,632	\$ 669,976	85,835	\$ 1,970,814
取引相手先の相殺額	(24,632)		(24,632)	
デリバティブ資産および負債合計	\$ -		\$ 61,203	

2016年12月31日現在、当社は、債務不履行の際に法的強制力があると当社が判断しているが、適用される相殺に関する会計指針に基づくその他一定の基準を満たさないマスターネットティング契約および担保契約に関連する金額を有していない。

下表は、トレーディング業務により連結損益計算書のトレーディング収益に含まれる2016年度の利益 / (損失)の要約である。これらの業務には、デリバティブおよびデリバティブ以外の金融商品に関連する収益が含まれる。当社は通常、リスク管理戦略との関連で、様々な商品種類にわたる金融商品を利用している。したがって、下表のトレーディング収益は、当社の事業活動を管理する方法を示したのではなく、親会社の規制報告目的でトレーディング収益を表示する場合と同様の方法で作成されている。

(単位：千ドル)

商品の種類	トレーディング収益 に認識された利益 / (損失)
金利契約	\$ 2,441
株式契約	(584)
合計	\$ 1,857

注記 6 - 借入債務

当社は、複数の販売チャネルを通じて債券投資家にアクセスすることにより、無担保市場への常時参加が可能になると考えている。さらに、長期借入債務の発行により、当社は短期的な信用の影響を受ける商品への依存を低減することが可能となる。長期借入債務は、地域、通貨および商品の種類を問わず世界中の法人顧客および個人顧客への販売を行うことにより、一般的に満期の多様化を達成し、これにより資金再調達リスクを軽減し、投資家の分散を最大化するために管理されている。当社における資金の調達可能性および調達コストは、市場の状況、一定のトレーディングおよび貸付業務の取扱高、当社の信用格付および与信全般に応じて異なり得る。当社は、信用市場において当社およびその投資家の利益を最大化すると考える様々な取引（例えば、債務の償還を含む。）を行うことがある。

2016年12月31日現在の長期借入債務の満期および金利条件

(単位：千ドル)

	固定金利	変動金利(1)	合計
2017年度満期	\$ -	\$ 13,572	\$ 13,572
2018年度満期	-	239,079	239,079
2019年度満期	-	285,639	285,639
2020年度満期	-	124,636	124,636
2021年度満期	-	648,655	648,655
それ以降	5,000	753,288	758,288
合計	\$ 5,000	\$ 2,064,869	\$ 2,069,869
期末加重平均表面利率(2)	3.5%	N/M - 僅少な利率	

(1) 変動金利借入債務の金利は、LIBORなどの各種の指標に基づいている。金額には、株式または他の一定の指数に連動した借入債務が含まれている。

(2) 加重平均表面利率は、米国の金利を用いて算出されている。

長期借入債務の内訳

当社の長期借入債務はすべて優先債に該当する。2016年度において、当社は約2,473,729千ドルの公正価値の社債を発行した。

優先債 - 仕組債

当社の指数リンク債またはエクイティ・リンク債には、その支払や償還価額が特定の指数（例えば、スタンダード・アンド・プアーズ総合500種株価指数）、株式バスケットまたは個別銘柄株式の実績に連動する種々の仕組債が含まれている。基礎となる指数、株式、またはその他のポジションの変動によるエクスポージャーを最小化するために、当社は、借入コストを実質的にLIBORに基づく変動金利に変換するような様々なスワップ契約を締結し、

オプションを購入している。当社は通常、これらの仕組債のすべてを公正価値で計上する。組み込まれた特徴を経済的にヘッジするために用いられるスワップおよび購入オプションもデリバティブであり、これらのデリバティブも公正価値で計上される。これらの社債に関連する公正価値の変動額および経済的ヘッジはトレーディング収益に計上されている。仕組債の詳細については、注記4を参照。

注記7 - コミットメント、保証および偶発債務

訴訟

当社は随時、通常の営業過程において、グローバルな金融サービス機関としての活動に関連して発生する仲裁、集団訴訟およびその他の訴訟を含む、さまざまな法的措置において被告となる可能性がある。実際に提起されたか、または提起される恐れのある一部の法的措置には、多額の補償的・懲罰的損害賠償の請求や不特定額の損害賠償の請求も含まれる。訴訟によっては、当該訴訟で主たる被告の立場にあったはずの事業体が破綻もしくは財政難に陥っている場合もある。

加えて当社は随時、当社の事業、特にセールス・トレーディング業務、会計および営業上の事項に関する政府および自主規制機関が行う他の公式・非公式の精査、調査および手続に関与する場合があります、これらが不利益な決定、和解、罰金、反則金、差止めその他による処分の結果をもたらす可能性がある。

当社は係属中の各事案において、場合に応じて責任および/または損害賠償金額について異議を申し立てている。入手可能な情報により財務諸表日現在で負債が発生している可能性が高いことが示され、かつ当該損失金額を当社が合理的に見積もることができる場合には、当社は損失見積額を損益計算書に費用計上している。しかしながら多くの手続きおよび調査において、損失発生 of 蓋然性が高いかどうかはもとより可能性があるかどうかの判断や損失額の見積もりは、本来的に困難である。加えて、損失が発生する可能性があるとしても、あるいは損失エクスポージャーが従前に認識した偶発損失に対する計上済み負債を超過するとしても、見込まれる損失規模または損失範囲を合理的に見積もることは必ずしも可能ではない。

一部の法的手続きおよび調査、特に事実の記録が作成されているか異議申立の対象となっている手続きおよび調査の場合や原告または政府系企業が多額または不特定金額の損害賠償、原状回復、不当利得返還または制裁金を請求している場合には、当社は当該損失を合理的に見積もることができない。法的手続きおよび調査についての損失もしくは追加的損失またはこれらの損失もしくは追加的損失の範囲を合理的に見積もることが可能となるためには、それに先立って、長期に及ぶ可能性のある重要事実の証拠開示手続きおよび決定、クラスの認定上の争点の確定、および損害賠償金またはその他の救済の算定などのプロセスを経て、また当該手続きまたは調査に関連する新規もしくは未解決の法律問題への対応などにより、多くの問題を解決する必要があると考えられる。

その他の一部法的手続きおよび調査について、当社は合理的に発生可能性のある損失、追加的損失、損失の範囲または計上済みの金額を超過する追加的損失の範囲を見積もることが可能であるが、法律顧問と協議の上、現時点で知る限りにおいて、当該損失は、当社の財務諸表全体に対して重要な悪影響を及ぼすことはないと考えられる。

注記 8 - その他の包括利益(損失)累計額

AOCIの変動

(単位：千ドル)

債務評価額

2015年12月31日現在残高	\$ -
債務評価調整額の純額の増減(1)	(11,090)
2016年12月31日現在残高	\$ (11,090)

(1) 債務評価調整額（以下「DVA」という。）は、公正価値で計上する負債に関連する当社の信用スプレッドおよびその他の信用要因の変動に起因した公正価値の増減を表している。金額は、6,459千ドルの法人所得税ベネフィットを控除後である。詳細については、注記2を参照。

注記 9 - 法人所得税

当社は、社員を1人とする有限責任会社であり、米国連邦所得税上は別個の企業として扱われていない。当社は、親会社が提出する米国連邦所得税の連結納税申告に含まれている。州税および地方税については、当社は、親会社および親会社の一定の他の子会社との合算申告に含まれている。州税および地方税は、当社の合算申告グループの実効税率により、個別企業の所得について計上されている。2016年3月1日の前日までは、すべての当期税金および繰延税金は、親会社により引当計上されていた。2016年3月1日より、連邦税、州税および地方税は通常、親会社との租税分担契約に従い、個別企業ベースで計上されている。

親会社との租税分担契約の条件に従い、実質的にすべての当期税金および繰延税金（連邦税、合算・ユニタリー課税による州税）は、親会社に対するその他すべてのグループ会社間の残高と相殺されている。

法人所得税（ベネフィット）の内訳は、以下の通りである。

(単位：千ドル)

	当期税金	繰延税金	合計
米国連邦政府	\$ (133)	\$ 0	\$ (133)
米国州・地方自治体	(11)	0	(11)
合計	\$ (144)	\$ 0	\$ (144)

下表は、法人所得税費用の米国連邦法定所得税率から実効税率への調整を示したものである。

米国連邦法定所得税率	35.00%
米国連邦所得税ベネフィット控除後の米国州・地方自治体の所得税率	1.84%
組織再編前に生じた所得の除外	(38.19)%
実効税率	(1.35)%

2016年12月31日現在、当社は、未認識の法人所得税ベネフィットに対する未払負債を財務諸表に計上していない。

当社は、当社が重要な事業活動を行っている米国、州および自治体の法人所得税法および間接税法に従っている。これらの税法は複雑であり、納税者および関連する政府の税務当局によって異なる解釈が行われている。当社は、法人所得税費用および間接税に係る費用の決定にあたり、これらの本質的に複雑な税法の適用について判断お

よび解釈を行わなければならない。また、一定の項目が各税務管轄区域における課税所得に影響を及ぼす時期についても見積りを行わなければならない。税法の解釈をめぐる税務当局との論争は、調査または監査により解決される場合がある。当社は、当年度および将来の年度の調査による各税務管轄区域における評価の可能性を定期的に検討し、税務監査から生じる可能性のある潜在的損失に関連する未認識税金ベネフィットを、未認識税金ベネフィットの会計処理に関する指針に従って設定している。一度設定した後は、未認識税金ベネフィットは、追加情報が入手できた場合、または変更を必要とする事象が生じた場合に修正される。

税務当局による調査

当社は、親会社の税務申告に含まれていることにより、IRSおよびニューヨーク州等の当社が重要な事業活動を行っている州において、継続的な調査を受けている。当社は現在、IRSならびにニューヨーク州およびニューヨーク市のそれぞれ2009～2012課税年度および2007～2009課税年度に係る調査に関連して様々な段階の実地調査を受けている。2016年4月、親会社は、2006～2008課税年度の調査終了についての合意を反映した歳入調査官報告書をIRSより受領した。

当社は、これらの税金に関する問題の解決が、特定の将来の期間の損益計算書、および解決した期間の実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があるが、当該解決による貸借対照表への重要な影響はないと考えている。

上述した税務当局の一定の調査に関連して、今後12か月以内に未認識税金ベネフィットの残高に重要な変動が生じうる合理的な可能性がある。しかし現時点においては、未認識税金ベネフィットの総額に見込まれる変動や、今後12か月にわたる当社の実効税率への影響を合理的に見積もることは不可能である。

下表は、当社およびその関連会社が事業を行う主要な税務管轄区域および調査の対象となっている最も古い課税年度を示している。

税務管轄区域	課税年度
米国	1999
ニューヨーク州およびニューヨーク市	2007

注記10 - 後発事象

当社は、財務諸表における修正または開示が必要となる後発事象を、財務諸表の公表日である2017年4月4日まで評価した結果、財務諸表および注記に別途報告したものを除き、修正または開示の対象となる事象を識別しなかった。

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF FINANCIAL CONDITION
December 31, 2016
(In thousands of dollars)

Assets	
Cash	\$ 27
Receivables:	
Broker dealers	21,585
Notes receivable (Parent)	2,112,571
Intercompany (Parent)	9,389
Total assets	<u>\$ 2,143,572</u>
Liabilities and Member's Equity	
Liabilities:	
Short term borrowings, at fair value	\$ 1,636
Trading liabilities, at fair value	
Derivative contracts	61,203
Payables:	
Interest	983
Intercompany (Affiliates)	27
Intercompany (Parent)	20,768
Other liabilities and accrued expenses	419
Long term borrowings (includes \$2,064,869 at fair value)	<u>2,069,869</u>
Total liabilities	<u>2,154,905</u>
Commitments and contingent liabilities (See Note 7)	
Member's equity	<u>(11,333)</u>
Total liabilities and member's equity	<u>\$ 2,143,572</u>

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
For the year ended December 31, 2016
(In thousands of dollars)

Revenues:	
Trading	\$ 1,857
Interest income	<u>15,735</u>
Total revenues	17,592
Expenses:	
Interest expense	6,752
Professional services	212
Other	<u>1</u>
Total expenses	<u>6,965</u>
Income before income taxes	10,627
Benefit from income taxes	(144)
Net income	<u>10,771</u>
Other comprehensive loss	<u>(11,090)</u>
Comprehensive loss	<u>\$ (319)</u>

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF CASH FLOWS
For the year ended December 31, 2016
(In thousands of dollars)

Cash flows from operating activities:

Net income	\$	10,771
Adjustment to reconcile net income to net cash provided by (used for) operating activities:		
Net changes in assets and liabilities:		
Trading liabilities		(8,345)
Broker dealers		(21,585)
Intercompany (Affiliates)		941,699
Intercompany (Parent)		(952,397)
Interest		983
Other liabilities and accrued expenses		419
Net cash used in operating activities		<u>(28,455)</u>

Cash flows from investing activities:

Payments for:		
Notes receivable (Parent)		(2,112,571)
Net cash used for investing activities		<u>(2,112,571)</u>

Cash flows from financing activities:

Proceeds from:		
Short term borrowings		1,638
Long term borrowings		2,473,729
Payments for:		
Long term borrowings		(334,314)
Net cash provided by financing activities		<u>2,141,053</u>
Net increase in cash		<u>27</u>
Cash, December 31, 2015		<u>0</u>
Cash, December 31, 2016	\$	<u>27</u>

Supplemental Cash Flow Information

Cash payments for interest	\$	2,119
----------------------------	----	-------

Supplemental disclosure of noncash activities

Non cash return of equity - see Notes 1 and 3 for further information	\$	5,240,233
---	----	-----------

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF CHANGES IN MEMBER'S EQUITY
For the year ended December 31, 2016
(In thousands of dollars)

	<u>Total Member's Equity</u>
Balance, December 31, 2015	\$ 5,229,219
Net income	10,771
Return of equity	(5,240,233)
Change in Other comprehensive loss, net of tax of \$6,459	(11,090)
Balance, December 31, 2016	<u>\$ (11,333)</u>

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
AS OF AND FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2016
(In thousands of dollars)

Note 1 - Introduction and Basis of Presentation

The Company

Morgan Stanley Finance LLC (the "Company"), a single member LLC, is a wholly owned subsidiary of Morgan Stanley (the "Parent").

On January 12, 2016, the Company was renamed from Morgan Stanley Tower, LLC to Morgan Stanley Finance LLC and was repurposed as a "finance subsidiary", as defined in Securities and Exchange Commission ("SEC") Regulation S-X. On February 16, 2016, Morgan Stanley filed a post-effective amendment to its Form S-3 registration statement in order to allow the Company to issue SEC-registered debt securities that are fully and unconditionally guaranteed by Morgan Stanley. All of the Company's receivable and payable balances were settled and all capital, except for \$1, was returned in February 2016.

On February 17, 2016, the Company issued a \$5,000 note, which was settled on February 22, 2016 and received an exchange rating of BBB+ from Standard & Poor's. Starting on March 2, 2016, the Company began issuing structured notes to the marketplace. Proceeds from issuances are lent to the Parent in the form of Intercompany notes.

Basis of Financial Information

The financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"), which require the Company to make estimates and assumptions regarding the valuations of certain financial instruments, deferred tax assets, the outcome of legal and tax matters, and other matters that affect the financial statements and related disclosures. The Company believes that the estimates utilized in the preparation of its financial statements are prudent and reasonable. Actual results could differ materially from these estimates.

Note 2 - Significant Accounting Policies

Revenue Recognition

Trading

See "Fair Value of Financial Instruments" below for Trading revenue recognition discussions.

Interest Income and Expense

Interest income and Interest expense are a function of the level and mix of total assets and liabilities, including Receivables and Payables with Affiliates and the Parent, Short term borrowings, Long term borrowings, trading strategies, and the prevailing level, term structure and volatility of interest rates.

Fair Value of Financial Instruments

A significant portion of the Company's financial instruments are carried at fair value with changes in fair value recognized in earnings of each period. A description of the Company's policies regarding fair value measurement and its application to these financial instruments follows.

Financial Instruments Measured at Fair Value

Instruments within Trading liabilities are measured at fair value, either in accordance with accounting guidance or through the fair value option election (discussed below). These financial instruments primarily represent the Company's trading activities and include derivative products. Short term borrowings and Long term borrowings are measured at fair value through the fair value option.

Gains and losses on instruments carried at fair value are reflected in Trading revenues in the Company's statement of income. Interest income and Interest expense are recorded within the Company's statement of comprehensive income depending on the nature of the instrument and related market conventions. When interest is included as a component of the instruments' fair value, interest is included within Trading revenues. Otherwise, it is included within Interest income or Interest expense. The fair value of over-the-counter ("OTC") financial instruments, including derivative contracts related to financial instruments, is presented in the accompanying statement of financial condition on a net-by-counterparty basis, when appropriate.

Fair Value Option

The fair value option permits the irrevocable fair value option election on an instrument-by-instrument basis at initial recognition of an asset or liability or upon an event that gives rise to a new basis of accounting for that instrument. The Company applies the fair value option for eligible instruments.

Fair Value Measurement – Definition and Hierarchy

Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability (i.e., the "exit price") in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

In determining fair value, the Company uses various valuation approaches and establishes a hierarchy for inputs used in measuring fair value that maximizes the use of relevant observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. Observable inputs are inputs that market participants would use in pricing the asset or liability developed based on market data obtained from sources independent of the Company. Unobservable inputs are inputs that reflect the Company's assumptions about the assumptions other market participants would use in pricing the asset or liability developed based on the best information available in the circumstances. The hierarchy is broken down into three levels based on the observability of inputs as follows:

- Level 1 - Valuations based on quoted prices in active markets that the Company has the ability to access for identical assets or liabilities. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 instruments. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these products does not entail a significant degree of judgment.
- Level 2 - Valuations based on one or more quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

- Level 3 - Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The availability of observable inputs can vary from product to product and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of product, whether the product is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets and other characteristics particular to the product. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised by the Company in determining fair value is greatest for instruments categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

The Company considers prices and inputs that are current as of the measurement date, including during periods of market dislocation. In periods of market dislocation, the observability of prices and inputs may be reduced for many instruments. This condition could cause an instrument to be reclassified from Level 1 to Level 2 or from Level 2 to Level 3 of the fair value hierarchy, see Note 4.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, for disclosure purposes, the level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement falls in its entirety is determined based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety.

For assets and liabilities that are transferred between levels in the fair value hierarchy during the period, fair values are ascribed as if the assets or liabilities had been transferred as of the beginning of the period.

Valuation Techniques

Many cash instruments and OTC derivative contracts have bid and ask prices that can be observed in the marketplace. Bid prices reflect the highest price that a party is willing to pay for an asset. Ask prices represent the lowest price that a party is willing to accept for an asset. The Company carries positions at the point within the bid-ask range that meet the Company's best estimate of fair value. For offsetting positions in the same financial instrument, the same price within the bid-ask spread is used to measure both the long and short positions.

Fair value for many cash instruments and OTC derivative contracts is derived using pricing models. Pricing models take into account the contract terms, as well as multiple inputs, including, where applicable, equity prices, interest rate yield curves, credit curves, correlation, creditworthiness of the counterparty, creditworthiness of the Company, option volatility and currency rates.

Where appropriate, valuation adjustments are made to account for various factors such as liquidity risk (bid-ask adjustments), credit quality, model uncertainty and concentration risk. Adjustments for liquidity risk adjust model-derived mid-market levels of Level 2 and Level 3 financial instruments for the bid-mid or mid-ask spread required to properly reflect the exit price of a risk position. Bid-mid and mid-ask spreads are marked to levels observed in trade activity, broker quotes or other external third-party data. Where these spreads are unobservable for the particular position in question, spreads are derived from observable levels of similar positions.

The Firm applies credit-related valuation adjustments to its short term and long term borrowings (primarily structured notes) for which the fair value option was elected and to OTC derivatives. The Firm considers the impact of changes in its own credit spreads based upon observations of the secondary bond market spreads when measuring the fair value for short term and long term borrowings.

Adjustments for model uncertainty are taken for positions whose underlying models are reliant on significant inputs that are neither directly nor indirectly observable, hence requiring reliance on

established theoretical concepts in their derivation. These adjustments are derived by making assessments of the possible degree of variability using statistical approaches and market-based information where possible.

Fair value is a market-based measure considered from the perspective of a market participant rather than an entity-specific measure. Therefore, even when market assumptions are not readily available, assumptions are set to reflect those that the Company believes market participants would use in pricing the asset or liability at the measurement date. Where the Company manages a group of financial assets and financial liabilities on the basis of its net exposure to either market risks or credit risk, the Company measures the fair value of that group of financial instruments consistently with how market participants would price the net risk exposure at the measurement date.

See Note 4 for a description of valuation techniques applied to the major categories of financial instruments measured at fair value.

Valuation Process

The Valuation Review Group (“VRG”) within the Financial Control Group (“FCG”) of the Parent and its consolidated subsidiaries is responsible for the Parent and its consolidated subsidiaries’ fair value valuation policies, processes and procedures. VRG is independent of the business units and reports to the Chief Financial Officer of the Parent and its consolidated subsidiaries (“CFO”), who has final authority over the valuation of the Company’s financial instruments. VRG implements valuation control processes designed to validate the fair value of the Company’s financial instruments measured at fair value, including those derived from pricing models.

Model Review. VRG, in conjunction with Model Risk Management (“MRM”), which reports to the Chief Risk Officer of the Parent and its consolidated subsidiaries (“Chief Risk Officer”), independently review valuation models’ theoretical soundness, the appropriateness of the valuation methodology and calibration techniques developed by the business units using observable inputs. Where inputs are not observable, VRG reviews the appropriateness of the proposed valuation methodology to determine that it is consistent with how a market participant would arrive at the unobservable input. The valuation methodologies utilized in the absence of observable inputs may include extrapolation techniques and the use of comparable observable inputs. As part of the review, VRG develops a methodology to independently verify the fair value generated by the business unit’s valuation models. The Company generally subjects valuations and models to a review process initially and on a periodic basis thereafter.

Independent Price Verification. The business units are responsible for determining the fair value of financial instruments using approved valuation models and valuation methodologies. Generally on a monthly basis, VRG independently validates the fair value of financial instruments determined using valuation models by determining the appropriateness of the inputs used by the business units and by testing compliance with the documented valuation methodologies approved in the model review process described above.

The results of this independent price verification and any adjustments made by VRG to the fair value generated by the business units are presented to management, the CFO and the Chief Risk Officer on a regular basis.

VRG uses recently executed transactions, other observable market data such as exchange data, broker-dealer quotes, third-party pricing vendors and aggregation services for validating the fair values of financial instruments generated using valuation models. VRG assesses the external sources and their valuation methodologies to determine if the external providers meet the minimum standards expected of a third-party pricing source. Pricing data provided by approved external sources are evaluated using a

number of approaches; for example, by corroborating the external sources' prices to executed trades, by analyzing the methodology and assumptions used by the external source to generate a price, and/or by evaluating how active the third-party pricing source (or originating sources used by the third-party pricing source) is in the market. Based on this analysis, VRG generates a ranking of the observable market data designed to ensure that the highest-ranked market data source is used to validate the business unit's fair value of financial instruments.

VRG reviews the models and valuation methodology used to price new material Level 2 and Level 3 transactions, and both FCG and MRM must approve the fair value of the trade that is initially recognized.

Level 3 Transactions. VRG reviews the business unit's valuation techniques to assess whether these are consistent with market participant assumptions.

For further information on financial assets and liabilities that are measured at fair value on a recurring basis, see Note 4.

Offsetting of Derivative Instruments

In connection with its derivative activities, the Company generally enters into master netting agreements and collateral agreements with its counterparties. These agreements provide the Company with the right, in the event of a default by the counterparty, to net a counterparty's rights and obligations under the agreement and to liquidate and set off collateral against any net amount owed by the counterparty.

However, in certain circumstances, the Company may not have such an agreement in place. In addition, the relevant insolvency regime may not support the enforceability of the master netting agreement or collateral agreement or the Company may not have sought legal advice to support the enforceability of the agreement. In cases where the Company has not determined an agreement to be enforceable, the related amounts are not offset in the tabular disclosures (see Note 5 for further information).

Income Taxes

The Company accounts for income tax expense (benefit) using the asset and liability method. Under this method, the financial statements include deferred tax assets, related valuation allowance and deferred tax liabilities associated with expected tax consequences of future events. Under this method, deferred tax assets and liabilities are recorded based upon the temporary differences between the financial statement and income tax bases of assets and liabilities using currently enacted tax rates in effect for the year in which the differences are expected to reverse. The effect of a change in tax rates on deferred tax assets and liabilities is recognized in income tax expense (benefit) in the period that includes the enactment date.

The Company recognizes net deferred tax assets to the extent that it believes these assets are more likely than not to be realized. In making such a determination, the Company considers all available positive and negative evidence, including future reversals of existing taxable temporary differences, projected future taxable income, tax-planning strategies, and results of recent operations. If a deferred tax asset is determined to be unrealizable, a valuation allowance is established. If the Company determines that it would be able to realize deferred tax assets in the future in excess of their net recorded amount, it would make an adjustment to the deferred tax asset valuation allowance, which would reduce the provision for income taxes.

In accordance with the terms of the Tax Sharing Agreement with the Parent, substantially all current and deferred taxes (federal, combined and unitary state) are offset with all other intercompany balances with the Parent.

Uncertain tax positions are recorded on the basis of a two-step process whereby (1) the Company determines whether it is more likely than not that the tax positions will be sustained on the basis of the technical merits of the position and (2) for those tax positions that meet the more-likely-than-not recognition threshold, the Company recognizes the largest amount of tax benefit that is more than 50% likely to be realized upon ultimate settlement with the related tax authority.

Cash

Cash consists of on demand deposits at banks.

Receivables and Payables – Broker Dealers

Receivables from and payables to broker dealers include amounts receivable for securities failed to deliver by the Company to a purchaser by the settlement date and payable for securities failed to receive by the Company from a seller by the settlement date.

Accounting Standard Adopted

The Company adopted the following accounting update as of January 1, 2016:

- **Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities.** In January 2016, the Financial Accounting Standards Board (the “FASB”) issued an accounting update that changed the requirements for the recognition and measurement of certain financial assets and financial liabilities. The Company early adopted the provision in this guidance relating to liabilities measured at fair value pursuant to a fair value option election that requires presenting unrealized debt valuation adjustment (“DVA”) in Other comprehensive income (loss) (“OCI”), a change from the previous requirement to present DVA in net income. Realized DVA amounts will be recycled from accumulated other comprehensive income (“AOCI”) to Trading revenues. There were no DVA amounts from periods prior to adoption.

Other provisions of this rule may not be early adopted and will be effective January 1, 2018, and are not expected to have a material impact on the financial statements.

Note 3 - Related Party Transactions

Receivables from and payables to affiliates and the Parent represent intercompany activities that occur in the normal course of business. Receivables from and Payables to affiliates and the Parent are unsecured, bear interest at rates established by the treasury function of the Parent and approximate the market rate of interest that the Parent incurs in funding its business as it is periodically reassessed and are payable on demand.

Notes receivable balance represents the intercompany activities as a result of the external debt issuances. Proceeds from the external debt issuances are lent to the Parent at rates established by the treasury function of the Parent and approximate the market rate of interest that the Parent incurs in funding its business as it is periodically reassessed and are payable on demand.

Interest income and expense are calculated daily based on the outstanding receivable and payable balances.

The activities of the Company include significant transactions with affiliates and may not necessarily be indicative of the conditions that would have existed or the results of operations if the Company had operated as an unaffiliated business.

Assets and receivables from affiliated companies at December 31, 2016 are comprised of:		
Receivables - Broker dealers	\$	20,887
Receivables - Notes receivable (Parent)		2,112,571
Receivables - Intercompany (Parent)		9,389
Liabilities and payables to affiliated companies at December 31, 2016 are comprised of:		
Derivative contracts	\$	61,203
Payables - Intercompany (Affiliates)		27
Payables - Intercompany (Parent)		20,768
Revenues with affiliated companies for December 31, 2016 are comprised of:		
Trading	\$	1,857
Interest income		15,735
Expenses with affiliated companies for December 31, 2016 are comprised of:		
Interest expense	\$	3,558

On February 5, 2016, the Company made a return of capital totaling \$5,240,233 to its Parent.

Note 4 –Fair Value Disclosures

Fair Value Measurements

A description of the valuation techniques applied to the Company's major categories of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis follows.

Long term borrowings

Structured Notes

The Company issues structured notes that have coupon or repayment terms linked to the performance of debt or equity securities, or indices.

Fair value of structured notes (both short term and long term) is determined using valuation models for the derivative and debt portions of the notes. These models incorporate observable inputs referencing identical or comparable securities, including: prices to which the notes are linked, interest rate yield curves, option volatility and equity prices.

Independent, external and traded prices for the notes are considered as well. The impact of the Company's own credit spreads is also included based on observed secondary bond market spreads. A substantial majority of Long term borrowings valued by the Company using pricing models fall into this category and are generally categorized in Level 2 of the fair value hierarchy. In instances where the unobservable inputs are deemed significant the Company's Long term borrowings are generally categorized in Level 3.

Trading Assets and Trading Liabilities

Derivative Contracts

OTC Derivative Contracts

OTC derivative contracts include swap and option contracts related to interest rates or equity prices.

Depending on the product and the terms of the transaction, the fair value of OTC derivative products can be either observed or modeled using a series of techniques and model inputs from comparable benchmarks, including closed-form analytic formulas, such as the Black-Scholes option-pricing model, and simulation models or a combination thereof. Many pricing models do not entail material subjectivity because the methodologies employed do not necessitate significant judgment, and the pricing inputs are observed from actively quoted markets, as is the case for generic interest rate swaps, and certain option contracts. In the case of more established derivative products, the pricing models used by the Company are widely accepted by the financial services industry. A majority of OTC derivative products valued by the Company using pricing models fall into this category and are categorized in Level 2 of the fair value hierarchy; otherwise, they are categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

For further information on the valuation techniques for OTC derivative contracts, see Note 2.

For further information on derivative instruments, see Note 5.

The following fair value hierarchy table presents information about the Company's assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis at December 31, 2016. See Note 2 for a discussion of the Company's policies regarding the fair value hierarchy.

Assets and Liabilities Measured at Fair Value on a Recurring Basis

	Level 1	Level 2	Level 3	Balance at December 31, 2016
Assets at Fair Value				
Trading assets:				
Derivative and other contracts:				
Equity contracts	\$ -	\$ 20,504	\$ 4,128	\$ 24,632
Netting ⁽¹⁾	-	(20,504)	(4,128)	(24,632)
Total derivative and other contracts	-	-	-	-
Total trading assets	-	-	-	-
Liabilities at Fair Value				
Short term borrowings	\$ -	\$ 1,636	\$ -	\$ 1,636
Trading liabilities:				
Derivative and other contracts:				
Equity contracts	-	46,824	13,338	60,162
Interest rate contracts	-	2,004	23,669	25,673
Netting ⁽¹⁾	-	(20,504)	(4,128)	(24,632)
Total derivative and other contracts	-	28,324	32,879	61,203
Total trading liabilities	-	28,324	32,879	61,203
Long term borrowings	-	1,887,132	177,737	2,064,869
Total liabilities measured at fair value	\$ -	\$ 1,917,092	\$ 210,616	\$ 2,127,708

⁽¹⁾ For positions or contracts with the same counterparty that cross over the levels of the fair value hierarchy, counterparty netting among positions classified within the same level is included within that shared level. For further information on derivative instruments, see Note 5.

Level 3 Liabilities Measured at Fair Value on a Recurring Basis

The following table presents additional information about Level 3 liabilities measured at fair value on a recurring basis for 2016. Additionally, both observable and unobservable inputs may be used to determine the fair value of positions that the Company has classified within the Level 3 category. As a result, the unrealized gains during the period for liabilities within the Level 3 category presented in the table below

may include changes in fair value during the period that were attributable to both observable (e.g., changes in market interest rates) and unobservable inputs.

	Beginning Balance at December 31, 2015	Total Realized and Unrealized Gains (Losses)	Purchases	Issuances	Ending Balance at December 31, 2016	Unrealized Gains (Losses) for Level 3 Assets/Liabilities Outstanding at December 31, 2016
Liabilities at Fair Value						
Net derivatives and other contracts ⁽¹⁾						
Equity contracts	\$ -	\$ 4,885	\$ (70)	\$ 4,395	\$ 9,210	\$ 4,885
Interest rate contracts	-	-	-	23,669	23,669	-
Total Net derivatives contracts	-	4,885	(70)	28,064	32,879	4,885
Long term borrowings	-	(6,475)	-	184,210	177,737	(6,475)
Total Liabilities at Fair Value	\$ -	\$ (1,588)	\$ (70)	\$ 212,274	\$ 210,616	\$ (1,588)

⁽¹⁾ Net derivatives and other contracts represent Trading liabilities - Derivative and other contracts net of Trading assets - Derivative and other contracts.

Significant Unobservable Inputs Used in Recurring Level 3 Fair Value Measurements

The following disclosures provide information on the valuation techniques, significant unobservable inputs and their ranges and averages for each major category of assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis with a significant Level 3 balance. The level of aggregation and breadth of products cause the range of inputs to be wide and not evenly distributed across the inventory. Further, the range of unobservable inputs may differ across firms in the financial services industry because of diversity in the types of products included in each firm's inventory. The following disclosures also include qualitative information on the sensitivity of the fair value measurements to changes in the significant unobservable inputs. There are no predictable relationships between multiple significant unobservable inputs attributable to a given valuation technique. A single amount is disclosed when there is no significant difference between the minimum, maximum and average (weighted).

	Balance at December 31, 2016	Valuation Technique(s)	Significant Unobservable Input(s) / Sensitivity of the Fair Value to Changes in the Unobservable Inputs	Range ⁽¹⁾	Averages ⁽²⁾
Net derivative and other contracts:					
Interest rate contracts	23,669	Option model	Interest rate volatility skew / (A) (D)	25%	mean 25%; median 25%
			Equity volatility discount / (C) (D)	7% to 11%	mean 10%; median 10%
			Intra-curve correlation / (C) (D)	41% to 89%	mean 74%; median 79%
			Interest Rate - Credit correlation / (A) (D)	0%	0%
Equity contracts	9,210	Option Model	At the money volatility / (A) (D)	17% to 34%	27%
			Volatility skew / (A) (D)	-2% to 0%	-1%
			Equity - Equity correlation / (C) (D)	27% to 99%	91%
			Equity - Foreign exchange correlation / (A) (D)	-63% to 30%	-35%
Long term borrowings:	177,737	Option Model (Equity-linked notes)	At the money volatility / (C) (D)	17% to 33%	30%
			Volatility skew / (C) (D)	-1% to 0%	-1%
			Equity - Equity correlation / (A) (D)	49% to 95%	92%
			Equity - Foreign exchange correlation / (C) (D)	-63% to 25%	-41%
		Option Model (Structured notes)	Interest rate volatility skew / (A) (D)	25%	mean 25%; median 25%
			Equity volatility discount / (C) (D)	7% to 11%	mean 10%; median 10%

(B) The ranges of significant unobservable inputs are represented in points, percentages, basis points, times or megawatt hours. Points are a percentage of par; for example, 98 points would be 98% of par. A basis point equals 1/100th of 1%; for example, 1,255 basis points would equal 12.55%.

(C) Amounts represent weighted averages except where simple averages and the median of the inputs are provided (see Note 4 below). Weighted averages are calculated by weighting each input by the fair value of the respective financial instruments, except for long-term borrowings and derivative instruments where inputs are weighted by risk.

Sensitivity of the fair value to changes in the unobservable inputs:

(A) Significant increase (decrease) in the unobservable input in isolation would result in a significantly higher (lower) fair value measurement.

(C) Significant increase (decrease) in the unobservable input in isolation would result in a significantly lower (higher) fair value measurement.

(D) There are no predictable relationships between the significant unobservable inputs.

The following provides a description of significant unobservable inputs included in the December 31, 2016 table above for all major categories of assets and liabilities:

Correlation — A pricing input where the payoff is driven by more than one underlying risk. Correlation is a measure of the relationship between the movements of two variables (i.e., how the change in one variable influences a change in the other variable). Credit correlation, for example, is the factor that describes the relationship between the probability of individual entities to default on obligations and the joint probability of multiple entities to default on obligations.

Volatility — The measure of the variability in possible returns for an instrument given how much that instrument changes in value over time. Volatility is a pricing input for options, and, generally, the lower the volatility, the less risky the option. The level of volatility used in the valuation of a particular option depends on a number of factors, including the nature of the risk underlying that option (e.g., the volatility of a particular underlying equity security may be significantly different from that of a particular underlying commodity index), the tenor and the strike price of the option.

Volatility skew — The measure of the difference in implied volatility for options with identical underliers and expiry dates but with different strikes. The implied volatility for an option with a strike price that is above or below the current price of an underlying asset will typically deviate from the implied volatility for an option with a strike price equal to the current price of that same underlying asset.

Fair Value Option

The Company elected the fair value option for Short term and Long term borrowings that are risk managed on a fair value basis to mitigate statement of income volatility caused by measurement basis differences between the elected instrument and their associated risk management transactions or to eliminate complexities of applying certain accounting models.

Impact on Earnings of Transactions Under the Fair Value Option Election at December 31, 2016

	Interest Expense	Trading Revenue
Short term borrowings ⁽¹⁾	\$ -	\$ 1,548
Long term borrowings ⁽¹⁾	(3,194)	13,441

⁽¹⁾ Losses are mainly attributable to changes in interest rates or movements in the reference price or index for Short term and Long term borrowings before the impact of related hedges. In accordance with the early adoption of a provision of the accounting update *Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, unrealized DVA losses were recorded within OCI in the statement of comprehensive income and, as such, are not included in the table above for the year ended, December 31, 2016. See Notes 2 and 8 for further information.

Losses due to Changes in Instrument-Specific Credit Risk at December 31, 2016

	OCI
Short term and Long term borrowings ⁽¹⁾	\$ (17,549)

⁽¹⁾ In accordance with the early adoption of a provision of the accounting update, *Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, the unrealized DVA losses were recorded in OCI. The cumulative impact of changes in the Company's DVA and the amount recognized in AOCI is a loss of \$17,549 from the short term borrowings and long term borrowings, respectively, for the year ended December 31, 2016. See Notes 2 and 8 for further information.

Financial Instruments Not Measured at Fair Value

The table below presents the carrying value, fair value and fair value hierarchy category of certain financial instruments that are not measured at fair value in the Company's statement of financial condition. The table below excludes all non-financial assets and liabilities.

The carrying values of the remaining assets and liabilities not measured at fair value in the table below approximate fair value due to their short term nature except for Notes receivable (Parent), which primarily represents intercompany funding with coupons that reset to market levels, and Long term borrowings, which have the fair determined based on third party pricing for identical or comparable instruments.

Financial Instruments Not Measured At Fair Value at December 31, 2016

	Carrying Value	Fair Value	Fair Value Measurements Using:		
			Level 1	Level 2	Level 3
Financial Assets:					
Cash	\$ 27	\$ 27	\$ 27	\$ -	\$ -
Receivables:					
Broker dealers	21,585	21,585	-	21,585	-
Notes receivable (Parent)	2,112,571	2,112,571	-	2,112,571	-
Intercompany (Parent)	9,389	9,389	-	9,389	-
Financial Liabilities:					
Payables:					
Intercompany (Affiliates)	27	27	-	27	-
Intercompany (Parent)	20,768	20,768	-	20,768	-
Other liabilities and accrued expenses ⁽²⁾	135	135	-	135	-
Long term borrowings	5,000	5,000	-	5,000	-

⁽²⁾ Other liabilities and accrued expenses exclude certain items that do not meet the definition of a financial instrument.

Note 5 – Derivative Instruments

The Company trades and takes positions in OTC swaps, options and other derivatives referencing, among other things, interest rates, and equity securities. The Company uses these instruments as part of the hedging strategy for structured notes. The Company does not apply hedge accounting.

The Company manages its trading positions by employing a variety of risk mitigation strategies. These strategies include diversification of risk exposures and hedging. Hedging activities consist of the purchase or sale of positions in related securities and financial instruments, including a variety of derivative products (e.g., swaps and options). The Company manages the market risk associated with its trading activities on a Company-wide basis, and on an individual product basis.

Fair Value and Notional of Derivative Instruments

The following table summarizes the fair value of derivative instruments by type of derivative contract on a gross basis at December 31, 2016.

	Bilateral OTC			
	Assets		Liabilities	
	Fair Value	Notional	Fair Value	Notional
Derivatives contracts:				
Equity contracts	\$ 24,632	\$ 669,976	\$ 60,162	\$ 1,658,719
Interest rate contracts	-	-	25,673	312,095
Total derivatives contracts	24,632	\$ 669,976	85,835	\$ 1,970,814
Counterparty netting	(24,632)		(24,632)	
Total derivative assets and liabilities	\$ -		\$ 61,203	

At December 31, 2016, the Company does not have any amounts that relate to master netting agreements and collateral agreements that have been determined by the Company to be legally enforceable in the event of default but where certain other criteria are not met in accordance with applicable offsetting accounting guidance.

The table below summarizes gains/ (losses) on Trading instruments for 2016 included in Trading revenues in the statement of income from trading activities. These activities include revenues related to derivative and non-derivative financial instruments. The Company generally utilizes financial instruments across a variety of product types in connection with their risk management strategies. Accordingly, the trading revenues presented below are not representative of the manner in which the Company manages its business activities and are prepared in a manner similar in which the Company presents its Trading revenues for regulatory reporting purposes of the Parent.

Product Type	Gains/(Losses) Recognized in Trading Revenues
Interest rate contracts	\$ 2,441
Equity contracts	(584)
Total	\$ 1,857

Note 6 – Borrowings

The Company believes that accessing debt investors through multiple distribution channels helps provide consistent access to the unsecured markets. In addition, the issuance of long-term debt allows the Company to reduce reliance on short-term credit sensitive instruments. Long-term borrowings are generally managed to achieve staggered maturities, thereby mitigating refinancing risk, and to maximize investor diversification through sales to global institutional and retail clients across regions, currencies and product types. Availability and cost of financing to the Company can vary depending on market conditions, the volume of certain trading and lending activities, its credit ratings and the overall

availability of credit. The Company may engage in various transactions in the credit markets (including, for example, debt retirements) that it believes are in the best interests of the Company and its investors.

Maturities and Terms of Long term borrowings at December 31, 2016

	Fixed Rate	Variable Rate ⁽¹⁾	Total
Due in 2017	\$ -	\$ 13,572	\$ 13,572
Due in 2018	-	239,079	239,079
Due in 2019	-	285,639	285,639
Due in 2020	-	124,636	124,636
Due in 2021	-	648,655	648,655
Thereafter	5,000	753,288	758,288
Total	\$ 5,000	\$ 2,064,869	\$ 2,069,869
Weighted average coupon rate at period-end ⁽²⁾	3.5%	N/M—Not Meaningful	

⁽¹⁾ Variable rate borrowings bear interest based on a variety of indices including LIBOR.

Amounts include borrowings that are equity-linked or linked to some other index.

⁽²⁾ Weighted average coupon was calculated utilizing U.S. interest rates.

Components of Long term borrowings

All of the long term borrowings for the Company are considered Senior Debt. During 2016, the Company issued notes with a fair value of approximately \$2,473,729.

Senior Debt – Structured Borrowings

The Company's index-linked or equity-linked borrowings include various structured instruments whose payments and redemption values are linked to the performance of a specific index (e.g., Standard & Poor's 500), a basket of stocks or a specific equity security. To minimize the exposure resulting from movements in the underlying index, equity, or other position, the Company has entered into various swap contracts and purchased options that effectively convert the borrowing costs into floating rates based upon LIBOR. The Company generally carries the entire structured borrowings at fair value. The swaps and purchased options used to economically hedge the embedded features are derivatives and also are carried at fair value. Changes in fair value related to the notes and economic hedges are reported in Trading revenues. See Note 4 for further information on structured borrowings.

Note 7 - Commitments, Guarantees and Contingencies

Legal

In the normal course of business, the Company may be named, from time to time, as a defendant in various legal actions, including arbitrations, class actions and other litigation, arising in connection with its activities as a global financial services institution. Certain of the actual or threatened legal actions include claims for substantial compensatory and/or punitive damages or claims for indeterminate amounts of damages. In some cases, the entities that would otherwise be the primary defendants in such cases are bankrupt or are in financial distress.

The Company may also be involved, from time to time, in other reviews, investigations and proceedings (both formal and informal) by governmental and self-regulatory agencies regarding the Company's business, and involving, among other matters, sales and trading activities, accounting and operational

matters, certain of which may result in adverse judgments, settlements, fines, penalties, injunctions or other relief.

The Company contests liability and/or the amount of damages as appropriate in each pending matter. Where available information indicates that it is probable a liability had been incurred at the date of the financial statements and the Company can reasonably estimate the amount of that loss, the Company accrues the estimated loss by a charge to income. In many proceedings and investigations, however, it is inherently difficult to determine whether any loss is probable or even possible or to estimate the amount of any loss. In addition, even where loss is possible or an exposure to loss exists in excess of the liability already accrued with respect to a previously recognized loss contingency, it is not always possible to reasonably estimate the size of the possible loss or range of loss.

For certain legal proceedings and investigations, the Company cannot reasonably estimate such losses, particularly for proceedings and investigations where the factual record is being developed or contested or where plaintiffs or governmental agencies seek substantial or indeterminate damages, restitution, disgorgement or penalties. Numerous issues may need to be resolved, including through potentially lengthy discovery and determination of important factual matters, determination of issues related to class certification and the calculation of damages or other relief, and by addressing novel or unsettled legal questions relevant to the proceedings or investigations in question, before a loss or additional loss or range of loss or additional loss can be reasonably estimated for a proceeding or investigation.

For certain other legal proceedings and investigations, the Company can estimate reasonably possible losses, additional losses, ranges of loss or ranges of additional loss in excess of amounts accrued, but does not believe, based on current knowledge and after consultation with counsel, that such losses will have a material adverse effect on the Company's financial statements as a whole.

Note 8 – Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)

Changes in AOCI

	<u>Debt Valuation</u>
Balance at December 31, 2015	\$ -
Change in net debt valuation adjustment ⁽¹⁾	(11,090)
Balance at December 31, 2016	<u>\$ (11,090)</u>

⁽¹⁾ Debt valuation adjustments ("DVA") represent the change in the fair value resulting from fluctuations in the Company's credit spreads and other credit factors related to liabilities carried at fair value. Amount includes an income tax benefit of \$6,459. See Note 2 for further information.

Note 9 - Income Taxes

The Company is a single-member limited liability company that is treated as a disregarded entity for U.S. federal income tax purpose. The Company is included in the consolidated federal income tax return filed by the Parent. The Company is included in the combined state and local income tax returns with the Parent and certain other subsidiaries of the Parent. State and local income taxes have been provided on separate entity income at the effective tax rate of the Company's combined filing group. Prior to March 1, 2016, all current and deferred taxes were accrued by the Parent. Effective March 1, 2016, federal and

state and local income taxes have generally been provided on a separate entity basis in accordance with the Tax Sharing Agreement with the Parent.

In accordance with the terms of the Tax Sharing Agreement with the Parent, substantially all current and deferred taxes (federal, combined and unitary state) are offset with all other intercompany balances with the Parent.

The (benefit) for income taxes consist of:

	Current	Deferred	Total
Federal	\$ (133)	\$ 0	\$ (133)
State and Local	(11)	0	(11)
Total	<u>\$ (144)</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (144)</u>

The following table reconciles the provision for income taxes to the U.S. federal statutory income tax rate to the effective income tax rate:

U.S. federal statutory income tax rate	35.00 %
U.S. state and local income taxes, net of U.S. federal income tax benefits	1.84 %
Exclusion of income generated prior to restructuring	<u>(38.19) %</u>
Effective income tax rate	<u>(1.35) %</u>

As of December 31, 2016 the Company has not accrued any liabilities for unrecognized tax benefits in its financial statement.

The Company is subject to the income and indirect tax laws of the U.S., its states and municipalities in which the Company has significant business operations. These tax laws are complex and subject to different interpretations by the taxpayer and the relevant governmental taxing authorities. The Company must make judgments and interpretations about the application of these inherently complex tax laws when determining the provision for income taxes and the expense for indirect taxes and must also make estimates about when certain items affect taxable income in the various tax jurisdictions. Disputes over interpretations of the tax laws may be settled with the taxing authority upon examination or audit. The Company periodically evaluates the likelihood of assessments in each taxing jurisdiction resulting from current and subsequent years' examinations, and unrecognized tax benefits related to potential losses that may arise from tax audits are established in accordance with the guidance on accounting for unrecognized tax benefits. Once established, unrecognized tax benefits are adjusted when there is more information available or when an event occurs requiring a change.

Tax Authority Examinations

The Company, through its inclusion in the return of the Parent, is under continuous examination by the IRS, and in certain states in which the Company has significant business operations, such as New York. The Company is currently at various levels of field examination with respect to audits by the IRS, as well as New York State and New York City, for tax years 2009–2012 and 2007–2009, respectively. In April 2016, the Parent received the Revenue Agent's Report from the IRS reflecting agreed closure of the 2006–2008 tax years.

The Company believes that the resolution of these tax matters will not have a material effect on the balance sheets, although a resolution could have a material impact on the income statements for a particular future period and on the effective tax rate for any period in which such resolution occurs.

It is reasonably possible that significant changes in the balance of unrecognized tax benefits may occur within the next 12 months related to certain tax authority examinations referred to above. At this time, however, it is not possible to reasonably estimate the expected change to the total amount of unrecognized tax benefits and the impact on the Company's effective tax rate over the next 12 months.

The following are the major tax jurisdictions in which the Company and its affiliates operate and the earliest tax year subject to examination.

<u>Jurisdiction</u>	<u>Tax Year</u>
United States	1999
New York State and City	2007

Note 9 – Subsequent Events

The Company has evaluated subsequent events for adjustment to or disclosure in the financial statements through April 4, 2017, the date on which the financial statements are issued, and the Company has not identified any recordable or disclosable events, not otherwise reported in the financial statements or the notes thereto.

* * * * *

(2) 2015年12月31日終了事業年度

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

貸借対照表

2015年12月31日現在

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
資産		
受取債権：		
関連会社	\$ 6,942,319	779,553
資産合計	\$ 6,942,319	779,553
負債および資本		
支払債務：		
関連会社	\$ 760,414	85,387
親会社	952,686	106,977
負債合計	1,713,100	192,364
資本合計	5,229,219	587,189
負債および資本合計	\$ 6,942,319	779,553

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

損益計算書

2015年12月31日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
収益：		
受取利息	\$ 146,157	16,412
費用：		
支払利息	36,085	4,052
純利益	\$ 110,072	12,360

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2015年12月31日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

	千ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
純利益	\$ 110,072	12,360
純利益から営業活動により調達(使用)された 純キャッシュへの調整項目：		
現金以外の金融取引に係る受取利息	(146,157)	(16,412)
現金以外の金融取引に係る支払利息	36,085	4,052
営業活動により調達された純キャッシュ	\$ -	-
現金の期首残高	\$ -	-
現金の期末残高	\$ -	-

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

資本変動計算書

2015年12月31日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

	資本合計	
	千ドル	百万円
2014年12月31日現在残高	\$ 5,119,147	574,829
純利益	110,072	12,360
2015年12月31日現在残高	\$ 5,229,219	587,189

財務諸表の注記を参照。

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

財務諸表の注記

2015年12月31日現在および同日をもって終了した事業年度

(単位：千ドル)

注記 1 - 概説および表示の基礎

当社

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー（以下「当社」という。）は、社員を1人とする有限責任会社であり、モルガン・スタンレー（以下「親会社」という。）の完全子会社である。当社は、関連会社との間のグループ内融資業務に従事している。

財務諸表の基礎

財務諸表は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に従って作成されている。そのため、当社は財務諸表および関連する開示に影響を与える事項に関する一定の見積りを行い、仮定を設けることを要求される場合がある。当社は、財務諸表の作成に際して使用された見積りは、慎重かつ合理的であると考えている。ただし、実際の結果は見積りと大きく異なる可能性がある。

注記 2 - 重要な会計方針の要約

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、資産および負債の合計額の水準と構成比（関連会社および親会社とのグループ会社間融資額）およびグループ内で決定された利率の関数で示される。

法人所得税

当社は、米国内国歳入法のチェック・ザ・ボックス規則、規則301-7701-3(a)に基づき、米国連邦所得税の申告上、親会社と別個の企業として扱われていない。すべての当期税金および繰延税金は、親会社により引当計上されている。

金融商品および公正価値測定

公正価値は、測定日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取り、または負債の移転により支払うであろう価格（すなわち「出口価格」）として定義されている。

公正価値を決定する際に、当社は様々な評価方法を使用し、公正価値測定に使用されるインプットに関する階層を設定しており、当該階層は、最も観察可能なインプットが入手可能である場合にその使用を求めることにより、関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不可能なインプットの使用を最小化している。観察可能なインプットは、当社から独立した情報源から得られた市場データに基づき算出された、市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するであろうインプットである。観察不可能なインプットは、現状利用可能な最良の情報に基づき算出される、他の市場参加者が資産または負債の価格決定に使用するであろう仮定に関する、当社の仮定を反映したインプットである。当該階層は、以下のようにインプットの観察可能性に基づき3つのレベルに分類される。

- ・ レベル1 - 当社が参加することが可能である活発な市場における同一の資産または負債の相場価格に基づく評価額。評価額の調整および大量保有によるディスカウントはレベル1の商品には適用されない。当該評価は、活発な市場において容易にかつ定期的に入手できる相場価格に基づくため、これらの商品の評価には重要な判断を必要としない。

- ・ レベル2 - 活発でない市場における1以上の相場価格に基づく評価額またはすべての重要なインプットが直接または間接的に観察可能である評価額。
- ・ レベル3 - 観察不可能であり、公正価値測定全体に対して重要であるインプットに基づく評価額。

観察可能なインプットの入手可能性は、商品によって異なり、例えば商品の種類やそれがまだ市場に定着していない新商品であるか、市場の流動性および取引に固有のその他の特徴を含む多様な要因によって影響を受ける。評価が市場における観察可能性が低い観察不可能なモデルまたはインプットに基づく限り、公正価値の決定にはより多くの判断が要求される。したがって、公正価値の決定において当社が行う判断の度合いは、公正価値の階層のレベル3に分類される商品に係るものが最も大きい。

当社は、市場が混乱している期間を含め、測定日現在の最新の価格およびインプットを考慮している。市場が混乱している期間においては、価格およびインプットの観察可能性が多くの商品について減少する可能性がある。このような状況においては、レベル1からレベル2またはレベル2からレベル3へと商品を再分類する可能性がある。さらに、市場環境の悪化により、多くの商品の評価額が下落する可能性がある。

一定の場合、公正価値測定に使用されるインプットは、異なるレベルの公正価値の階層に分類され得る。このような場合、開示目的上、公正価値測定額全体が当てはまる公正価値の階層レベルは、公正価値測定の全体にとって重要である最低レベルのインプットに基づき決定される。

当社の金融資産および負債はそのすべてが貸借対照表において公正価値で測定されているわけではない。

注記3 - 関連当事者との取引

関連会社からの受取債権および関連会社への支払債務は、通常の事業過程で生じる内部取引を表わす。関連会社からの受取債権および関連会社への支払債務は無保証であり、グループ内で設定された利率による利息が発生し、要求払である。当社は親会社から資金の提供を受けている。

受取利息および支払利息は受取債権および支払債務の残高に基づき日次で計算されている。2015年12月31日をもって終了した年度の関連会社からの受取債権に係る受取利息は146,157ドルであった。関連会社および親会社への支払債務に係る支払利息は、それぞれ16,006ドルおよび20,079ドルであった。

当社の業務は、関連会社との重要な取引を含んでいるため、当社が非関連会社として事業を行っていた場合の財政状態または経営成績を必ずしも示さない場合がある。

注記 4 - 公正価値で測定されていない金融資産および負債

下表は、貸借対照表において公正価値で測定されていない一定の金融商品の帳簿価額、公正価値および公正価値の階層における区分を示している。

通常の事業過程で生じる関連会社からの受取債権ならびに関連会社および親会社への支払債務の帳簿価額は、それらが短期性のものであることから公正価値に近似している。

2015年12月31日現在、公正価値で測定されていない金融商品

	帳簿価額	公正価値	公正価値測定:		
			同一の資産 に係る活発 な市場の 相場価格 (レベル1)	重要な 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不可能な インプット (レベル3)
金融資産:					
受取債権:					
関連会社	\$ 6,942,319	\$ 6,942,319	\$ -	\$ 6,942,319	\$ -
金融負債:					
支払債務:					
関連会社	\$ 760,414	\$ 760,414	\$ -	\$ 760,414	\$ -
親会社	\$ 952,686	\$ 952,686	\$ -	\$ 952,686	\$ -

注記 5 - 後発事象

2016年1月12日に、当社は、モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシーからモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー（以下「MSF」という。）に社名を変更し、証券取引委員会（以下「SEC」という。）規則S-Xに定義される「金融子会社」としてその目的を変更した。2016年2月16日に、モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーによる全額無条件保証が付されたSEC登録債券を、MSFが発行することを可能にするために、様式S-3による届出書の効力発生後の訂正届出書を提出した。2016年2月に当社の受取債権および支払債務の残高はすべて決済され、1ドルを除きすべての資本は返還された。

2016年2月17日に、当社は5,000ドルのパニラ債を発行した。同社債は2016年2月22日に決済され、スタンダード・アンド・プアーズからBBB+の取引格付を付与された。2016年3月2日より、当社は市場において仕組債を発行している。

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF FINANCIAL CONDITION
December 31, 2015
(In thousands of dollars)

Assets

Receivables:

Affiliates

\$ 6,942,319

Total assets

\$ 6,942,319

Liabilities and Member's Equity

Payables:

Affiliates

\$ 760,414

Parent

952,686

Total liabilities

1,713,100

Total member's equity

5,229,219

Total liabilities and member's equity

\$ 6,942,319

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF INCOME
For the year ended December 31, 2015
(In thousands of dollars)

Revenues:

Interest income	\$	146,157
-----------------	----	---------

Expenses:

Interest expense		36,085
------------------	--	--------

Net Income

\$	110,072
----	---------

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF CASH FLOWS
For the year ended December 31, 2015
(In thousands of dollars)

Cash flows from operating activities:

Net income	\$	110,072
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by (used for) operating activities:		
Non-cash financing interest income		(146,157)
Non-cash financing interest expense		36,085
Net cash provided by operating activities	\$	-
Cash, at beginning of period	\$	-
Cash, at end of period	\$	-

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
STATEMENT OF CHANGES IN MEMBER'S EQUITY
For the year ended December 31, 2015
(In thousands of dollars)

	<u>Total Member's Equity</u>
Balance, December 31, 2014	\$ 5,119,147
Net income	110,072
Balance, December 31, 2015	<u>\$ 5,229,219</u>

See Notes to the Financial Statements.

MORGAN STANLEY FINANCE LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS
AS OF AND FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, 2015
(In thousands of dollars)

Note 1 - Introduction and Basis of Presentation

The Company

Morgan Stanley Finance LLC (the "Company"), a single member LLC, is a wholly owned subsidiary of Morgan Stanley (the "Parent"). The Company engages in intercompany funding activities with affiliates.

Basis of Financial Statements

The financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"), which may require the Company to make certain estimates and assumptions regarding matters that affect the financial statements and related disclosures. The Company believes that the estimates utilized in the preparation of the financial statements are prudent and reasonable. Actual results could differ materially from these estimates.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

Interest Income and Expense

Interest income and Interest expense are a function of the level and mix of total assets and liabilities, which is comprised of intercompany funding with affiliates and Parent and the internally-set interest rates.

Income Taxes

The Company is disregarded as an entity separate from its Parent for U.S. federal income tax returns pursuant to the Check-the-Box Regulations of the Internal Revenue Code, Regulation 301-7701-3(a). All current and deferred taxes have been accrued by the Parent.

Financial Instruments and Fair Value Measurement

Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability (i.e., the "exit price") in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

In determining fair value, the Company uses various valuation approaches and establishes a hierarchy for inputs used in measuring fair value that maximizes the use of relevant observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. Observable inputs are inputs that market participants would use in pricing the asset or liability developed based on market data obtained from sources independent of the Company. Unobservable inputs are inputs that reflect the Company's assumptions about the assumptions other market participants would use in pricing the asset or liability developed based on the best information available in the circumstances. The hierarchy is broken down into three levels based on the observability of inputs as follows:

- Level 1 - Valuations based on quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Company has the ability to access. Valuation adjustments and block discounts are not applied to Level 1 instruments. Since valuations are based on quoted prices that are readily and regularly available in an active market, valuation of these products does not entail a significant degree of judgment.

- Level 2 - Valuations based on one or more quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.
- Level 3 - Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the overall fair value measurement.

The availability of observable inputs can vary from product to product and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of product, whether the product is new and not yet established in the marketplace, the liquidity of markets and other characteristics particular to the transaction. To the extent that valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised by the Company in determining fair value is greatest for instruments categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

The Company considers prices and inputs that are current as of the measurement date, including during periods of market dislocation. In periods of market dislocation, the observability of prices and inputs may be reduced for many instruments. This condition could cause an instrument to be reclassified from Level 1 to Level 2 or Level 2 to Level 3. In addition, a downturn in market conditions could lead to declines in the valuation of many instruments.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, for disclosure purposes the level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement falls in its entirety is determined based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety.

All of the Company's financial assets and liabilities are not measured at fair value in the statement of financial condition.

Note 3 - Related Party Transactions

Receivables from and payables to affiliates represent intercompany activities that occur in the normal course of business. Receivables from and payables to affiliates are unsecured, bear interest at internally-set interest rates and are payable on demand. The Company is funded by its Parent.

Interest income and expense are calculated daily based on the outstanding receivable and payable balances. For the year ended December 31, 2015, interest income from receivables with affiliates was \$146,157. Interest expense on payables with affiliates and to Parent was \$16,006 and \$20,079, respectively.

The activities of the Company include significant transactions with affiliates and may not necessarily be indicative of the conditions that would have existed or the results of operations if the Company had operated as an unaffiliated business.

Note 4 – Financial Assets and Liabilities Not Measured at Fair Value

The table below presents the carrying value, fair value and fair value hierarchy category of certain financial instruments that are not measured at fair value in the statement of financial condition.

The carrying value of Receivables from Affiliates, and Payables to Affiliates and Parent arising in the ordinary course of business approximate fair value due to their short-term nature.

Financial Instruments Not Measured At Fair Value at December 31, 2015

	Carrying Value	Fair Value	Fair Value Measurements Using:		
			Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)
Financial Assets:					
Receivables:					
Affiliates	\$ 6,942,319	\$ 6,942,319	\$ -	\$ 6,942,319	\$ -
Financial Liabilities:					
Payables to:					
Affiliates	\$ 760,414	\$ 760,414	\$ -	\$ 760,414	\$ -
Parent	\$ 952,686	\$ 952,686	\$ -	\$ 952,686	\$ -

Note 5 – Subsequent Events

On January 12, 2016, the Company was renamed from Morgan Stanley Tower, LLC to Morgan Stanley Finance LLC (“MSF”) and was repurposed as a “finance subsidiary”, as defined in Securities and Exchange Commission (“SEC”) Regulation S-X. On February 16, 2016, Morgan Stanley filed a post-effective amendment to its Form S-3 registration statement in order to allow MSF to issue SEC-registered debt securities that are fully and unconditionally guaranteed by Morgan Stanley. All of the Company’s receivable and payable balances were settled and all capital, except for \$1, was returned in February 2016.

On February 17, 2016, the Company issued a \$5,000 vanilla note, which was settled on February 22, 2016 and received an exchange rating of BBB+ from Standard & Poor’s. Starting on March 2, 2016, the Company began issuing structured notes to the marketplace.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

前掲の財務諸表の注記を参照されたい。

3【その他】

(1) 決算日後の状況

前掲の財務諸表の注記を参照されたい。

(2) 訴訟

訴訟

本書の日付に先立つ12ヶ月間において、当社の財政状態または収益性に重大な影響を及ぼす可能性があるか、または最近において重大な影響を及ぼした事実のある、当社が関与する行政手続、訴訟手続または仲裁手続(当社が把握している係属中またはそのおそれのある手続を含む。)は存在しない。

4【日米会計慣行の相違】

本書に記載されている財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。したがって、本邦において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した場合とは異なった処理がされている点がある。それらの重要な相違点は以下の通りである。

(1) 財務諸表の様式

米国では、金融会社の貸借対照表は流動・非流動の区分を行わないが、本邦では、この区分が行われる。

(2) 負債と資本の区別

米国では、負債と資本の両方の特徴を有する特定の金融商品に関して、その発行者による分類および測定方法が定められている。強制的に償還される金融商品等の一定の金融商品は負債に分類される。

本邦では、負債と資本の両方の特徴を有する特定の金融商品の発行者に適用される上記のような会計基準はなく、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。

(3) 公正価値測定

米国では、公正価値測定に関する会計指針において、公正価値が定義され、公正価値測定に関するフレームワークが設定され、公正価値測定に関する開示要求が拡充されている。公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取るであろう価格または負債を譲渡するために支払うであろう価格（すなわち「出口価格」）として定義される。公正価値で測定される資産および負債は、同一の資産・負債について活発な市場の相場価格（調整なしの）に最も高い優先順位（レベル1）、観察不可能のインプットに最も低い優先順位（レベル3）をつける、公正価値の階層に分類され、各レベル別に開示される。この指針は継続的および非継続的に公正価値で測定される資産・負債に対して適用される。

本邦においては、継続的および非継続的に公正価値で測定される金融資産・負債並びに非金融資産・負債を適用対象として公正価値測定全般に関して包括的に規定する上記のような会計基準はない。また、個々の公正価値測定を、その公正価値測定に使用されるインプットの観察可能性に応じて、3つの階層別に開示することを求める会計基準はない。

(4) 公正価値オプション

米国では、金融資産および金融負債の公正価値オプションに関する会計指針において、企業が一定の金融資産および負債に係る当初およびその後の測定に公正価値を取消不能の形で選択し、公正価値の変動額をその発生時に損益に認識することを認める、公正価値オプションの選択肢が提供されている。この指針は、資産または負債の当初認識時または当該商品の会計処理の新たな基礎を生じさせる事象に際し、金融商品ごとに公正価値オプションを選択することを認めている。

本邦では、上記のような公正価値オプションを提供する会計基準はない。金融資産および金融負債の貸借対照表価額はその種類別に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に定める方法に基づいて決定される。

(5) デリバティブ商品の相殺に関する開示

米国では、デリバティブ商品のうち、財務諸表で相殺されているもの、または強制力のあるマスターネットティング契約もしくは類似の契約の対象となるものについての開示が求められている。

本邦では、そのような開示は求められていない。

(6) 法人所得税の不確実性

米国では、法人所得税ベネフィットの不確実性に関する会計指針において、企業の財務諸表に認識される法人所得税ベネフィットの不確実性に関する会計処理を明確化し、税務申告書において取られたか、または取られると見込まれる税務ポジションの、財務諸表上の認識および測定に関する認識の閾値および測定属性を規定している。これはまた、認識の中止、分類、利息およびペナルティ（加算税）、中間会計期間の会計処理、開示ならびに移行に関する指針を規定している。不確実な税務ポジションは、2段階のプロセスに基づき計上される。このプロセスにより、(1)当社は税務ポジションの技術的利点に基づき、当該ポジションが維持される可能性が50%を超えるか否かを判断し、(2)可能性が50%を超えるという認識の閾値を満たす税務ポジションに関しては、当社は、関連する税務当局との間の最終的な解決時に実現する可能性が50%を超える税金ベネフィットの最大金額を認識する。

本邦では、過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、誤謬に該当する場合を除き、それぞれ以下のように計上することが求められる。

- 更正等により追加で徴収される可能性が高く、当該追徴税額を合理的に見積ることができる場合には、原則として、当該追徴税額を損益に計上する。
- 更正等により還付されることが確実に見込まれ、当該還付税額を合理的に見積ることができる場合には、当該還付税額を損益に計上する。
- 更正等により追徴税額を納付したが、当該追徴の内容を不服として法的手段を取る場合において、還付されることが確実に見込まれ、当該還付税額を合理的に見積ることができる場合には、当該還付税額を損益に計上する。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、過去 5 事業年度および過去 6 ヶ月の間、 2 紙以上の日本の日刊新聞に掲載されているため、本項の記載は省略する。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社により発行された有価証券は日本の金融商品取引所に上場していないため、該当事項はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書及びその添付書類
平成28年8月2日 関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)に係る訂正届出書 平成28年8月15日 関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)に係る訂正届出書 平成28年8月17日 関東財務局長に提出
- (4) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(1)に係る訂正届出書 平成28年8月18日 関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
平成28年9月1日 関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(5)に係る訂正届出書 平成28年9月16日 関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(5)に係る訂正届出書 平成28年9月23日 関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書及びその添付書類
平成28年10月26日 関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(8)に係る訂正届出書 平成28年11月7日 関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(8)に係る訂正届出書 平成28年11月10日 関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書及びその添付書類
平成28年11月18日 関東財務局長に提出
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(11)に係る訂正届出書 平成28年12月2日 関東財務局長に提出
- (13) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(11)に係る訂正届出書 平成28年12月7日 関東財務局長に提出

- (14) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 1 月27日 関東財務局長に提出
- (15) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(14)に係る訂正届出書 平成29年 2 月16日 関東財務局長に提出
- (16) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 2 月28日 関東財務局長に提出
- (17) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 3 月 3 日 関東財務局長に提出
- (18) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(16)に係る訂正届出書 平成29年 3 月22日 関東財務局長に提出
- (19) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(17)に係る訂正届出書 平成29年 3 月28日 関東財務局長に提出
- (20) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 5 月 2 日 関東財務局長に提出
- (21) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 5 月 2 日 関東財務局長に提出
- (22) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(21)に係る訂正届出書 平成29年 5 月22日 関東財務局長に提出
- (23) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(20)に係る訂正届出書 平成29年 5 月24日 関東財務局長に提出
- (24) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年 5 月31日 関東財務局長に提出
- (25) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(24)に係る訂正届出書 平成29年 6 月19日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行 年月日	券面総額 又は 振替社債の総額	償還額	2016年12月31日現在の未償還額	上場金融商品取引所 又は 登録認可金融商品取引 業協会名
モルガン・スタンレー保証 付 モル ガ ン ・ ス タ ン レー・ファイナンス・エル エルシー 2021年11月10日 満期 期限前償還条項付 日 経平均株価連動デジタル クーポン 円建社債	2016年 11月17日	13,095,000,000円	0円	13,095,000,000円	該当なし
モルガン・スタンレー保証 付 モル ガ ン ・ ス タ ン レー・ファイナンス・エル エルシー 2021年12月 8 日 満期 期限前償還条項付 日 経平均株価連動デジタル クーポン 円建社債	2016年 12月14日	34,532,000,000円	55,000,000円	34,477,000,000円	該当なし

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)

平成29年 6 月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

【臨時報告書】

該当事項なし

【訂正報告書】

該当事項なし

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

日経平均株価

当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

1. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2021年11月10日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
2. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2021年12月8日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
3. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2022年2月10日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
4. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2022年3月9日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
5. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2022年5月9日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債
6. モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2022年6月8日満期
期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債

(2) 関連する有価証券届出書に記載のとおり、上記(1)の各社債の償還額および早期償還の有無ならびに上記(1)の各社債に適用される利率が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

内容

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社が公表する、東京証券取引所において取引されている225銘柄から構成される株価指数である。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(日経平均株価終値ベース)

(単位：円)

最近 5 年間の 年度別最高・ 最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最高	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53
	最低	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02

最近 6 ヶ月の 月別最高・ 最低値	月別	2016年 7 月	2016年 8 月	2016年 9 月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最高	16,810.22	16,919.92	17,081.98	17,446.41	18,381.22	19,494.53
	最低	15,106.98	16,083.11	16,405.01	16,598.67	16,251.54	18,274.99

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注) 上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本書第二部第3 - 1、「日経平均株価」の(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が前記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

デロイト・アンド・トウシュLLP
30 ロックフェラー・プラザ
ニューヨーク、NY 10112-0015 米国
電話番号: +1 212 492 4000
ファックス: +1 212 489 1687
www.deloitte.com

独立監査人の報告書

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー

(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)

取締役会御中

私たちは、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)(以下「会社」という。)の添付の財務諸表、すなわち、2015年12月31日現在の貸借対照表、ならびに同日をもって終了した年度の関連する損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書、および財務諸表の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、米国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額および開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択および適用される。監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、会社の財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討するが、それは、会社の内部統制の有効性について意見表明するためではない。したがって、私たちはかかる意見の表明を行わない。また、監査には、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちの意見では、上記の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)の2015年12月31日現在の財政状態、ならびに同日をもって終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

強調事項

財務諸表の注記３において、会社の業務は、関連会社との重要な取引を含んでいるため、会社が非関連会社として事業を行っていた場合の財政状態または経営成績を必ずしも示さない場合があると記載されていることについて私たちは注意を喚起する。私たちは、当該事項により私たちの意見を変更していない。

デロイト・アンド・トウシュLLP

2016年４月８日

[次へ](#)

Deloitte & Touche LLP
30 Rockefeller Plaza
New York, NY 10112-0015 USA

Tel: +1 212 492 4000
Fax: +1 212 489 1687
www.deloitte.com

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Board of Directors of
Morgan Stanley Finance LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC)

We have audited the accompanying financial statements of Morgan Stanley Finance LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC) (the "Company"), which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2015, and the related statements of income, cash flows, and changes in member's equity for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Company's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Morgan Stanley Finance LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC) as of December 31, 2015, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 3 of the footnotes to the financial statements, which describes the fact that the activities of the Company include significant transactions with affiliates and may not necessarily be indicative of the conditions that would have existed or the results of operations if the Company had operated as an unaffiliated business. We have not modified our opinion in respect of this matter.

Deloitte & Touche LLP

April 8, 2016

デロイト・アンド・トウシュLLP
30 ロックフェラー・プラザ
ニューヨーク、NY 10112
米国

電話番号: +1 212 492 4000
ファックス: +1 212 489 1687
www.deloitte.com

独立監査人の報告書

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)
取締役会御中

私たちは、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)(以下「会社」という。)の添付の財務諸表、すなわち、2016年12月31日現在の貸借対照表、ならびに同日をもって終了した年度の関連する包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、資本変動計算書、および財務諸表の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、米国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額および開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択および適用される。監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、会社の財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討するが、それは、会社の内部統制の有効性について意見表明するためではない。したがって、私たちはかかる意見の表明を行わない。また、監査には、経営者が採用した会計方針の適切性および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性の評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちの意見では、上記の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー(旧モルガン・スタンレー・タワー・エルエルシー)の2016年12月31日現在の財政状態、ならびに同日をもって終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

強調事項

財務諸表の注記３において、会社の業務は、関連会社との重要な取引を含んでいるため、会社が非関連会社として事業を行っていた場合の財政状態または経営成績を必ずしも示さない場合があると記載されていることについて私たちは注意を喚起する。当該事項は、私たちの意見を変更するものではない。

デロイト・アンド・トウシュLLP

2017年４月４日

[次へ](#)

Deloitte & Touche LLP
30 Rockefeller Plaza
New York, NY 10112
USA

Tel: +1 212 492 4000
Fax: +1 212 489 1687
www.deloitte.com

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Board of Directors of
Morgan Stanley Finance, LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC)

We have audited the accompanying financial statements of Morgan Stanley Finance, LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC) (the "Company"), which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2016, and the related statement of comprehensive income, statement of cash flows, and statement of changes in member's equity for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Company's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Morgan Stanley Finance, LLC (formerly known as Morgan Stanley Tower, LLC) as of December 31, 2016, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 3 of the financial statements, which describes the fact that the activities of the Company include significant transactions with affiliates and may not necessarily be indicative of the conditions that would have existed or the results of operations if the Company had operated as an unaffiliated business. Our opinion is not modified with respect to this matter.

Deloitte & Touche LLP

April 4, 2017